



REPORT

ディスクロージャー誌 2026

JAみなみ筑後

目 次

I. ごあいさつ	1	VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
II. 組合の沿革・歩み	2	1. 決算の状況	
III. 経営方針		◆貸借対照表	30
1. 経営理念	3	◆損益計算書	32
2. 経営方針	3	◆注記表	34
IV. 概況及び組織に関する事項		◆剰余金処分計算書	67
1. 業務の運営の組織		2. 計算書類の正確性等にかかる確認	69
◆組織機構図	4	3. 会計監査法人の監査	70
◆組合員数及びその増減	5	4. 最近の5事業年度の主要な経営指標	70
◆出資口数及びその増減	5	5. 利益総括表	71
◆組合員組織の概況	6	6. 資金運用収支の内訳	71
◆地区一覧	7	7. 受取・支払利息の増減額	71
◆職員数	7	8. 自己資本の充実の状況	72
2. 理事及び監事の氏名及び役職名		VIII. 直近2事業年度における事業の実績	
◆役員一覧	7	1. 信用事業	
3. 会計監査人の名称	8	◆貯金に関する指標	87
4. 事業所の名称及び所在地		◆貸出金に関する指標	87
◆店舗一覧	8	◆為替	91
V. 主要な業務の内容		◆有価証券に関する指標	91
1. 全般的な概況〔取り組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕	9	◆有価証券の時価情報等	91
2. 各事業の概況〔活動・実績〕		IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標	
◆信用事業	9	1. 利益率	92
◆共済事業	12	2. 貯貸率・貯証率	92
◆農業・生活関連事業	14		
VI. 事業活動に関する事項			
1. 農業振興活動	16		
2. 地域貢献情報	17		
3. 情報提供活動	17		
4. リスク管理の状況			
◆リスク管理体制	18		
◆金融商品の勧誘方針	25		
◆個人情報の取扱い方針	26		
◆情報セキュリティ基本方針	28		
◆内部監査体制	29		
5. 自己資本の状況			
◆自己資本比率の状況	29		
◆経営の健全性の確保と自己資本の充実	29		

(注)記載した計数は、単位未満を切り捨てて表示しておりますので、合計と合致しない場合があります。

I. ごあいさつ

日頃より皆様方には、当JAの各事業活動にご指導、ご協力を賜り役職員一同厚くお礼申し上げます。

本年もここに当JAの業務内容、活動状況をご紹介するため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。この小冊子により、当JAに対するご理解を一層深めていただき、また、当JAのサービスをご利用いただくための一助となれば幸いに存じます。

さて、JAグループをめぐる情勢については、皆様もご存知のように令和4年2月にロシア軍によるウクライナ侵攻以降、米国等によるイランへの攻撃が始まり、ホルムズ海峡の封鎖などの影響から、原油の輸入がとどこおり、様々な生産販売資材の供給が不安視される状況となっております。また、世界的に食料・エネルギーをはじめ様々な物資の価格が高騰し、資源獲得の国際競争が激しさを増しており、販売・生産資材の高騰が続く、農家組合員の農業所得が減少し非常に苦しい状況が続いております。

昨今の気象状況はどうでしょうか。地震もさることながら、気温上昇により作物の品質の低下や熱中症による農作業事故が多発しており対策が必須の状態となってきています。令和7年6月から厚生労働省は農業法人を含む事業者に対し、熱中症対策を罰則つきで義務とする改正省令を公布しました。管内においても、熱中症になられた方が増加しております。農作業には水分・休憩を十分注意していただきますようお願いします。

こうした中、当組合の状況は、農業者の担い手不足や高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等厳しい環境変化の中で、管内地域の農業とくらしを持続可能な未来へつなぐためにあぐり支援室を立ち上げました。また、JA全職員によるあぐり支援隊も活性化し組合員へ寄り添うJAをめざしております。

令和8年度は、中期経営計画及び第8次地域農業振興計画も2年目となりました。これらの重点施策を実践し、農家組合員との対話活動による様々な意見のもとに「不断の自己改革」の3つの基本目標であります「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を引き続き継承し実践してまいります。

おわりに当JAのスローガンである「くらしに豊かさ、心にやすらぎ、地域に根ざしたJAみなみ筑後」をめざし、また、経営理念である「JAみなみ筑後は、組合員・地域住民とのふれあいを大切に豊かな『大地』を守り、社会の変化に即応した農業経営基盤を確立し未来にむけて『めぐみ』ある事業活動に取組みます」を役職員一同が一丸となって全力で取り組んでいきます。

今後とも農家組合員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本年度もよろしくお願い申し上げます。

令和8年7月
南筑後農業協同組合
代表理事組合長 大坪 康志



Ⅱ．組合の沿革・歩み

平成7年4月1日に、旧瀬高町、旧山川町、旧高田町、大牟田市の4JAが合併し、南筑後農業協同組合（本所旧瀬高町、現在のみやま市瀬高町）として発足しました。

平成 7 年 1 1 月	瀬高ナス集出荷施設竣工
平成 7 年 1 月	トマト・いちご集出荷施設竣工
平成 9 年 1 1 月	瀬高町なす部会 天皇杯 受賞
平成10年 8 月	山川みかん選果場選果機導入竣工
平成11年 5 月	堀切営農集団組合 県知事賞 受賞
平成12年 3 月	真空予冷・保冷施設竣工
平成13年 1 2 月	大豆乾燥調整施設竣工
平成14年 9 月	山川選果場みかん集出荷施設竣工
平成14年 1 0 月	支店統廃合(24支店1出張所から15支店へ)
平成16年 7 月	デイサービスセンター「あぐりの郷」オープン
平成17年 6 月	農産物直売所「卑弥呼の里」リニューアルオープン
平成19年 1 2 月	大牟田グリーンセンター施設竣工
平成21年 5 月	Aコープ山川店リニューアルオープン
平成23年 2 月	アスパラガス選果機竣工
平成24年 3 月	瀬高カントリーエレベーター機能向上対策工事竣工
平成25年 2 月	瀬高セルフ SS オープン
平成25年 5 月	山川グリーンセンター施設竣工
平成25年 9 月	農産物直売所「愛菜館」が大牟田市田隈にオープン
平成26年 3 月	本所機能一本化
平成26年 5 月	支店統廃合(15支店から10支店へ)
平成27年 9 月	山川総合集出荷施設竣工
平成27年 1 1 月	伍位軒集落 農林水産大臣賞 受賞
平成27年 1 1 月	JAみなみ筑後20周年記念式典
平成28年 1 1 月	瀬高選果場なす選果機竣工式
平成30年 1 月	平成29年度福岡県6次化商品コンクール 県知事賞 受賞
平成30年 2 月	柑橘部会 農林水産大臣賞 受賞
平成31年 3 月	パッケージセンター・アスパラガス選果場完成
令和 3 年 6 月	農業経営者育成教育施設(トレーニングファーム)開始
令和 4 年 3 月	第72回「家の光文化賞」受賞
令和 4 年 3 月	セロリ等集出荷貯蔵施設竣工
令和 5 年 3 月	瀬高穀類乾燥調製貯蔵施設竣工
令和 5 年 5 月	支店の再構築による4店舗営業開始
令和 5 年 9 月	山川総合集出荷施設竣工
令和 6 年 1 0 月	あぐり支援室の設置
令和 7 年 5 月	日本農業新聞大賞受賞
令和 7 年 1 0 月	新大牟田支店オープン
令和 8 年 2 月	設立30周年記念式典

Ⅲ. 経営方針

1. 経営理念

◆スローガン

くらしに豊かさ、心にやすらぎ、地域に根ざしたJAみなみ筑後

◆経営理念

JAみなみ筑後は、組合員・地域住民とのふれあいを大切に、豊かな「大地」を守り、社会の変化に即応した農業経営基盤を確立し未来にむけて「めぐみ」ある事業活動に取り組みます。

◆職員「行動指針」

わたしたちは、

1. み 自らの仕事に自信と誇りを持って行動します！
2. な 「なぜ」という問題意識を持って行動します！
3. み みんな仲間という意識で思いやりを持って行動します！
4. ち 地域の農業とくらしを第一に考えて行動します！
5. く 組合員・地域住民から信頼され期待に応えるよう行動します！
6. ご 固定観念にとらわれず、自由な発想を持って行動します！

2. 経営方針

令和8年度は、中期経営計画および第8次地域農業振興計画の2年目として、初年度施策の検証と充実を図り、着実な実行を進めます。資材価格高騰や担い手不足など厳しい環境の中、組合員の経営安定と所得向上を最優先に取り組みます。各部門の連携により、地域農業の持続的発展と地域のくらしを支える事業を推進します。あわせて、収支改善や業務効率化、ガバナンス強化を進め、安定した経営基盤の確立を目指します。さらに、将来の経営体制を見据えた研究と組合員との対話を通じ、理解と共感の醸成に努めます。

◇営農部門

第8次地域農業振興計画に基づき、食料安全保障の確保において重要となる適正な価格形成や農業経営安定化に向けて、組合員とのつながりを深め支え合う体制づくりや生産現場の声に耳を傾けながら、価格転嫁や販売力の向上に向けた取り組みを実践していきます。また、技術指導や組織活動を通じて生産性の向上を図り、地域農業の発展と農業所得の向上を目指し取り組みます。

◇経済部門

資材価格の高騰が続く中、農家所得増大を図るため、予約注文の徹底・生産資材の銘柄集約・共同購入による仕入ロットの拡大・物流コスト削減に努めます。さらに、TACとの連携による生産資材(大型規格農薬・肥料)・農機等の提案・普及推進を積極的に行います。また、各種イベント開催および女性部活動を通じ、組合員・地域住民の皆様へ安心・安全なJA商品の販売拡大とファンづくりに努めます。

◇金融共済部門

信用事業においては、総合事業を活かした金融仲介機能を「農業・くらし・地域」の各領域で発揮し、組合員・利用者の目線にたったサービスの提供による顧客基盤の強化とつながり強化に取り組みます。

共済事業においては、組合員・利用者へ「安心」と「満足」を提供していくため、一人ひとりに寄り添った活動による満足度向上や保障充足に取り組みます。

◇総務部門

農業およびJAに対する理解と共感の醸成に向け、分かりやすく効果的な広報と対話活動を強化し、組合員基盤の維持・拡充を図ります。また、コンプライアンスを徹底し、ガバナンスおよび内部統制の実効性向上に取り組みます。さらに、職員の対応力と専門性の向上、業務の効率化・デジタル化を推進し、安定した運営体制を整備します。あわせて、経営資源の有効活用と事業効率化に向け、近隣JAとの連携協議を進めます。

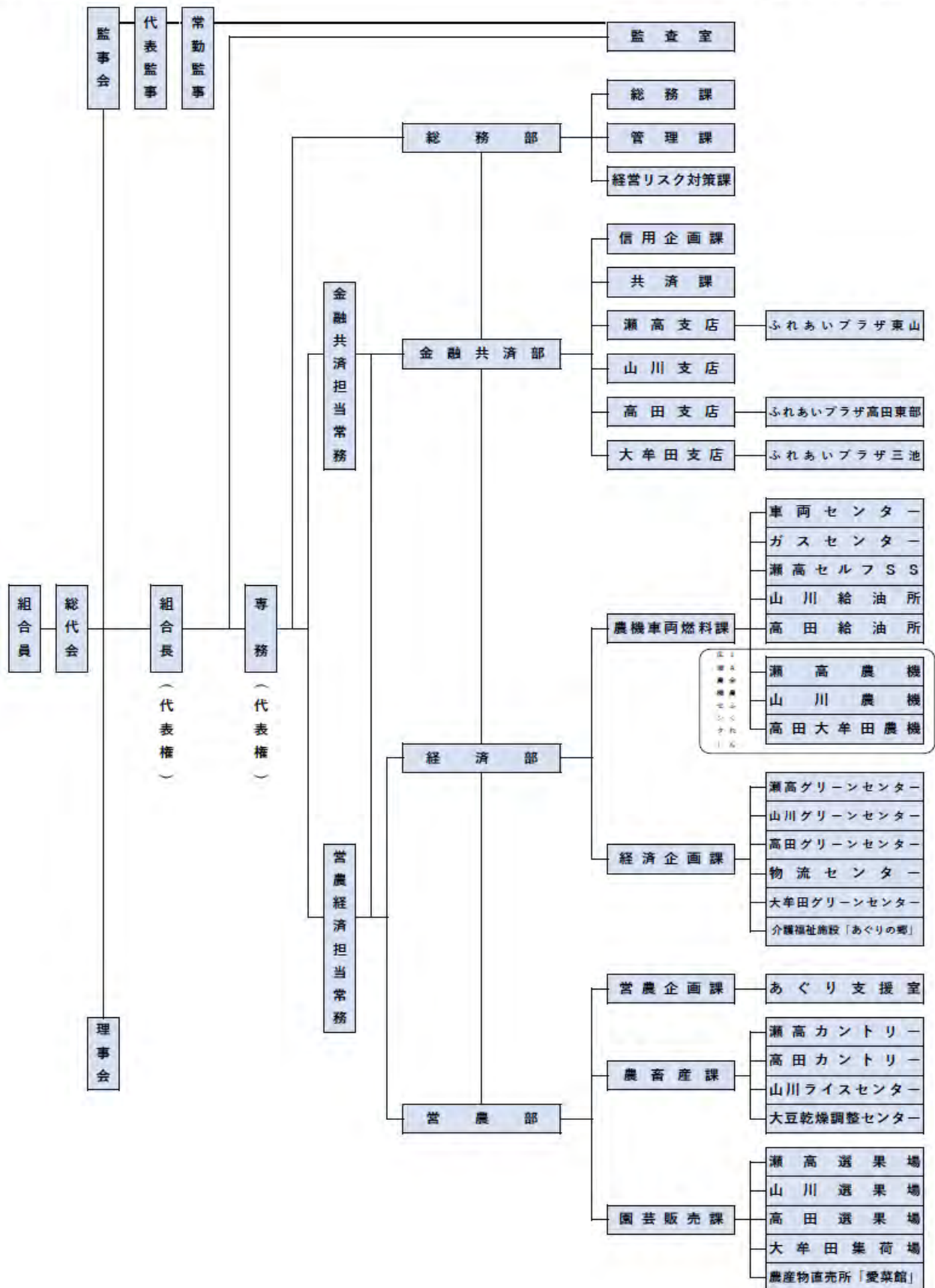
◇監査部門

組組合財産の保全、経営効率および財務報告の信頼性の向上、組合価値の増大を図り、監事や会計監査人と連携し、持続可能なJA経営基盤の確立を目指し監査を実施します。また、内部統制の整備・運用状況を検証し、会計監査人監査に対応する内部管理体制の構築を図ります。

IV. 概況及び組織に関する事項(施行規則第 139 条第 1 項第 5 号)

1. 業務の運営の組織

◆組織機構図(令和 8 年 4 月 1 日現在)



◆組合員数及びその増減

(単位:人)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
正 組 合 員	4,403	4,308	△95
個 人	4,355	4,261	△94
法 人	48	47	△1
准 組 合 員	6,674	6,596	△78
個 人	6,572	6,498	△74
法 人 等	102	98	△4
合 計	11,077	10,904	△173

◆出資口数及びその増減

(単位:口)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
正 組 合 員	1,147,832	1,125,740	△22,092
准 組 合 員	442,587	436,347	△6,240
小 計	1,590,419	1,562,087	△28,332
処分未済持分	11,377	17,029	5,652
合 計	1,601,796	1,579,116	△22,680

(摘 要) (1) 出資1口金額 1,000 円

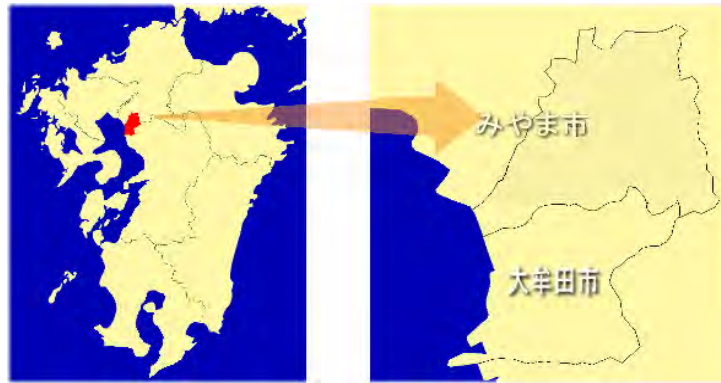
◆組合員組織の概況(令和8年5月31日現在)

農 事 組 合	代 表 者 名	構成員数	部 会 名	代 表 者 名	構成員数
瀬高地区農事組合	藤 木 茂 光	770	大牟田ぶどう部会	小 宮 栄 輔	24
山川地区農事組合	林 直 也	278	柑 橘 部 会	立 花 茂 樹	238
高田地区農事組合	江 上 祐 二	466	キウイフルーツ部会	上 原 正 一	51
大牟田地区農事組合	平 山 紘 治	655	グリーンアスパラガス部会	古 賀 吉 勝	23
農事組合 合計		2,169	い ち ご 部 会	内 野 敏 明	71
組 織 名	代 表 者 名	構成員数	す も も 部 会	小 宮 喬 史	62
青 年 部	荒 木 崇 宏	39	イ チ ジ ク 部 会	城 戸 匠	12
女 性 部	西 山 君 枝	373	花 き 部 会	横 尾 弘 友	14
年 金 友 の 会	中 村 公	5,887	トウモロコシ部会	長 野 久	15
青 色 申 告 会	成 清 敏 久	360	高 田 筍 育 成 会	平 野 武	93
愛菜館出荷協議会	野 田 光 昭	199	も も 研 究 会	松 尾 忠 昭	2
農 事 組 合 法 人 会	藤 木 茂 光	27 組織	ブルーベリー研究会	大 城 祐 吉	14
担い手組織連絡協議会	藤 木 茂 光	29 組織	梨 研 究 会	野 口 良 勝	2
組織 合計		6,858	麦 部 会	末 吉 裕 介	501
部 会 名	代 表 者 名	構成員数	大 豆 部 会	梶 山 敏 幸	453
瀬高なす部会	阿 部 幹 夫	189	も ち 米 部 会	田 崎 啓 二	66
瀬高町セルリー部会	坂 田 博 文	28	つやおとめ特別栽培米研究会	江 崎 廣	68
瀬高きゅうり部会	肥 後 橋 剛	3	元気つくし研究会	只 隈 正 隆	174
瀬高高菜部会	鬼 丸 幸 博	6	多 収 米 研 究 会	野 口 健 一	9
山川ぶどう部会	城 和 昭	38			
山 川 筍 部 会	上 原 充	85			
大牟田筍部会	岡 村 正 隆	99	部会 合計		2,340

◆地区一覧

みやま市一円の区域

大牟田市一円の区域



◆職員数

(単位:人)

区 分		令和6年度末	令和7年度		
				うち男性	うち女性
正職員数	一般事務職員	137	132	75	57
	営農指導員	12	14	11	3
	生活指導員	0	0	0	0
	その他専門技術職員	0	0	0	0
小 計		149	146	86	60
常 雇		62	58	21	37
臨時・パート		0	0	0	0
派 遣		0	0	0	0
合 計		211	204	107	97

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

◆役員一覧

(令和8年5月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	大坪 康志	理 事	松尾 ひろ子
代表理事専務	柿原 光行	〃	跡部 美和
常 務 理 事	坂田 知隆	〃	北原 和弘
常 務 理 事	谷川 俊英	〃	塚本 真大
会 長 理 事	乗富 幸雄	〃	桑野 徹男
理 事	中村 公	〃	久保田 厳
〃	只隈 貞子	〃	櫻井 広高
〃	坂田 千代子	〃	内野 和幸
〃	野田 忠徳	代 表 監 事	坂口 一八
〃	河野 恭徳	監 事	田崎 啓二
〃	中島 元彦	〃	堀 悟
〃	倉吉 大作	常 勤 監 事	持丸 義幸

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和8年6月現在) 所在地 東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町 14 階

4. 事業所の名称及び所在地

◆店舗一覧

(令和8年4月現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	ATM設置台数
本店	みやま市瀬高町下庄774-1	63-8800	
瀬高支店	みやま市瀬高町下庄774-1	63-8808	1台
ふれあいプラザ東山	みやま市瀬高町長田3351-1		1台
山川支店	みやま市山川町立山964	67-1212	1台
高田支店	みやま市高田町濃施362	22-5721	1台
ふれあいプラザ高田東部	みやま市高田町田尻1567		1台
大牟田支店	大牟田市大字田隈797-1	56-8900	2台
ふれあいプラザ三池	大牟田市大字三池613-2		1台
あぐりの郷	みやま市高田町原1080	64-5532	
瀬高グリーンセンター	みやま市瀬高町文廣1568-1	62-4111	
山川グリーンセンター	みやま市山川町立山964	67-1214	
高田グリーンセンター	みやま市高田町原1080	22-3218	
大牟田グリーンセンター	大牟田市大字田隈772-1	56-8915	
愛菜館(直売所)	大牟田市大字田隈767-1	55-2282	
瀬高セルフSS	みやま市瀬高町小川41	63-2528	
山川給油所	みやま市山川町立山964	67-1293	
高田給油所	みやま市高田町濃施528-1	22-6355	
ガスセンター	みやま市高田町濃施528-1	22-6660	
車両センター	みやま市瀬高町小川43	63-3805	
瀬高農機	みやま市瀬高町小川43	62-3205	
山川農機	みやま市山川町立山964	67-0665	
高田大牟田農機	みやま市高田町濃施536-2	22-6354	
瀬高カントリー	みやま市瀬高町大江520-1	62-2356	
山川ライスセンター	みやま市山川町清水2141	67-0365	
高田カントリー	みやま市高田町江浦380	22-2844	
大豆センター	みやま市瀬高町下庄446-1	63-8848	
瀬高選果場	みやま市瀬高町文廣3137-1	63-3175	
山川選果場	みやま市山川町立山964	67-1211	
高田選果場	みやま市高田町原1080	22-5453	
大牟田集荷場	大牟田市大字田隈797-1	52-3969	

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況〔取り組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

令和7年度は、中期経営計画の初年度として、「地域の農業とくらしを強く元気に、もっと身近に。」をテーマとして、「5つの戦略」を柱とした取り組みを実践し、又、第8次地域農業振興計画の初年度として、「農業者の所得増大」の実現に向けて、組合員・地域住民に必要とされる事業展開とサービスの提供に取り組みました。

また、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に向けた検討・協議を進めてまいりました。

以下、主な事業活動と成果についてご報告いたします。

2. 令和7年度各事業の概況〔活動・実績〕

◆信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

◇貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期貯金、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

・貯金商品一覧表

種 類		お預入期間	お預入額	特 徴
総合口座	普通貯金	出し入れ自由	1円以上	1冊の通帳に普通貯金と定期貯金をセット。家計簿代わりに給振、自動受取、自動支払、キャッシュカードなどのサービスが利用できます。また、必要な時には定期貯金の90%、最高500万円まで自動的にご融資します。
	スーパー定期貯金	1ヶ月～5年、7年、10年		
	変動金利定期貯金	1年～3年		
	大口定期貯金	1ヶ月～5年、7年、10年	1千万円以上	
普通貯金		出し入れ自由	1円以上	いつでも出し入れ自由。お財布代わりの貯金です。
貯蓄貯金		出し入れ自由	1円以上	有利に増やしながらか必要な時には自由に引き出して使いたいという方におすすめです。残高に応じた金利が適用されます。普通貯金から自動的に振り替えるスイングサービスもあります。
通知貯金		7日間	5万円以上	まとまったお金の短期間の資金運用に便利です。
定期	スーパー定期貯金	1ヶ月～5年 7年、10年	1円以上	お預け入れ時の利率が満期まで変わらない固定金利です。計画的に増やしたい方におすすめの貯金です。ライフプランに合わせたお預け入れ期間をお選び下さい。自動継続で満期時の手続きも簡単。総合口座にセットすれば定期貯金担保の自動融資もご利用頂けます。
貯		大口定期貯金	1ヶ月～5年、 7年、10年	1千万円以上
金	変動金利定期貯金	1年、2年、3年	1円以上	自由金利貯金です。半年ごとに金利の見直しをします。
定期積金		6ヶ月～10年	月千円以上	目標額に合わせて毎月の預入れ日に着実に積立ができる貯金です。期間は自由に選べるのでプランにそって無理なく目標が達成できます。
財形貯金	財形年金貯金	5年以上 (加入時 55歳未満)	1円以上	年金タイプの財形貯金です。お受取は2ヶ月又は3ヶ月ごと。在職中はもちろん、退職後も引き続き財形非課税枠をご利用頂けます。財形住宅貯金と併せて550万円まで非課税扱いです。
	財形住宅貯金			給与・ボーナスから天引きで、住宅取得等のための資金作りができます。財形年金貯金と併せて550万円まで非課税扱いです。
	一般財形貯金	3年以上 (年齢制限なし)		給与・ボーナスから天引きし、貯蓄のための資金作りができます。ただし、財形非課税の対象にはなりません。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

・貸出金残高(令和8年3月末)

(単位:百万円)

組合員等	地方公共団体等	その他	計
7,264	867	47	8,178

・貸出商品一覧表

区分	種 類	資 金 使 途	期 間	貸 出 限 度
手形貸付金	貯金担保貸付	特に定めない	手形期間は原則として1年以内で、かつ当該貯金の満期日以内	担保として質入れた貯金額の範囲内
	定期積金担保貸付	特に定めない	手形期間は原則として1年以内で、かつ当該定期積金の満期日以内	担保として質入れた定期積金の掛込金の範囲内
	共済担保貸付	特に定めない	手形期間は原則として1年以内で、かつ共済契約期限以内	約款貸付による貸付可能額の範囲内
	営 農 資 金	営農に必要とする資金	契約期間は1年以内、手形期間は原則として1年以内	所要資金の範囲内かつその年の販売代金見込額から当該代金償還財源とするこの資金以外の負債の額を差し引いた額の範囲内
	一 般 資 金	特に定めない ただし負債整理資金を除く	契約期間は1年以内、手形期間は原則として3ヶ月以内	所要資金の範囲内
証書貸付金	営 農 資 金	農地・施設・機械等の取得等営農に必要とする資金	農地等は15年以内 施設等は25年以内 機械等は15年以内	事業費の100%以内
	生活改善資金	台所・風呂場等施設の改善など生活に必要とする資金	10年以内、または5年以内	事業費の80%以内
	農業外事業資金	農業外事業経営に必要な設備資金	35年以内(うち据置2年以内)	事業費の80%以内。ただし、必要と認めたときは、事業費の100%以内
	一 般 資 金	特に定めない ただし負債整理資金を除く	10年以内(うち据置1年以内)	所要資金の範囲内、または、担保として質入れた貯金額の90%以内
	多目的ローン	特に定めない ただし負債整理資金を除く	6ヶ月以上10年以内	500万円以内
	教 育 ロ ー ン	就学子弟の入学金、授業料、学費及び生活資金	6ヶ月以上15年以内	1,000万円以内
	マイカーローン	自動車購入等	6ヶ月以上15年以内	1,000万円以内
	住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、購入または増改築。住宅金融公庫等からの借入金の借換資金	3年以上50年以内	必要総資金額の100%以内で、担保の範囲内とする。10万円以上2億円以内
	リフォームローン (無担保住宅ローン)	住宅の増改築並びに付属施設の取得等、空き家解体に係る資金	1年以上20年以内 (うち据置6ヶ月以内)	10万円以上1,500万円以内 空き家解体の場合500万円以内
	農機ハウスローン	農機具の購入資金及び他金融機関からの借換え資金 格納庫、パイプハウス等取得資金、資材資金	15年以内 (うち措置2年以内)	1,500万円以内

※1 保証機関により内容が異なる場合があります。

・制度融資

(単位:百万円)

	資 金 名	制度の概要・主旨	令和7年度実績
制度融資	農業近代化資金	農業機械、農業設備を充実させるため融資する資金	473
	農業経営改善資金	農業経営者の経営改善のため融資する資金	169

◇為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

・国内為替取扱手数料

種 類		宛 先 区 分		
		同一支店内	当JA本支店 系統金融機関宛	他金融機関宛
窓口振込手数料 (1件につき)	電信扱3万円未満	330 円	330 円	605 円
	電信扱3万円以上	550 円	550 円	770 円
	文書扱3万円未満	330 円	330 円	550 円
	文書扱3万円以上	550 円	550 円	770 円
ATM 振込手数料 (1件につき)	3万円未満	110 円	110 円	385 円
	3万円以上	110 円	220 円	550 円
視覚障がい者等窓口振込手数料 (1件につき)	3万円未満	110 円	110 円	385 円
	3万円以上	110 円	220 円	550 円
代金取立手数料 (1件につき)	普 通 扱	一律 1,100 円		
	至 急 扱			

◇サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

・JAのキャッシュカードによるATM入出金利用手数料

ネット取引			平 日			土曜日		日曜・祝日	12月31日
			8:00～ 8:45	8:45～ 18:00	18:00～ 21:00	9:00～ 14:00	14:00～ 21:00	8:00～ 21:00	8:00～ 21:00
JA 系統内	自 J A 内	出金	入出金手数料無料 (※農漁協ネットについては、出金のみの取扱いとなります。)						
		入金							
	県 内	出金							
		入金							
	全 国	出金							
		入金							
農 漁 協 ネ ッ ト		出金							
業 態 間 提 携		出金	220 円	110 円	220 円	220 円	220 円	220 円	220 円
提 携 銀 行 (福岡銀行・三菱東京 U F J 銀 行)		出金	110 円	0 円	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
ゆうちょ銀行		出金	220 円	110 円	220 円	110 円	220 円	220 円	220 円
		入金	220 円	110 円	220 円	110 円	220 円	220 円	220 円
セブン銀行		出金	220 円	110 円	220 円	110 円	220 円	220 円	220 円
		入金	220 円	110 円	220 円	110 円	220 円	220 円	220 円

※各ATMコーナーによって、利用時間帯が異なります。

※上記金額には、消費税が含まれております。

・その他取扱手数料

再発行手数料	
通帳、証書、キャッシュカード、ローンカード	1,100 円
証明書発行手数料	
残高証明書	440 円
送金・振込の組戻料	660 円
不渡手形返却料	1,100 円
取立手形組戻料	1,100 円
取立手形店頭呈示料	1,100 円

両替手数料		
持 参 又 は 引 換 金 種 の 枚 数	1 枚～100 枚	無料
	101 枚～200 枚	110 円
	201 枚～500 枚	550 円
	501 枚～1,000 枚	1,100 円
	1,001 枚～500 枚ごと	550 円追加
硬貨入金手数料		
持 参 又 は 引 換 金 種 の 枚 数	1 枚～200 枚	無料
	201 枚～500 枚	550 円
	501 枚～1,000 枚	1,100 円
	1,001 枚～500 枚ごと	550 円追加

◆共済事業

「ひと・いえ・くるま」の総合保障で大きくサポート

JA共済は組合員・地域の皆さまの暮らしのパートナーでありたいと考えています。「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、毎日の生活を大きくサポートします。

・長期共済 [共済期間が5年以上の契約]

種 類	内 容
終身共済	一生涯の万一保障で将来の安心を確保します。生活保障特約または家族収入保障特約を付加することで万一のとき、大きな出費にも手厚い「一時金」と、残された家族の暮らしを支える「生活保障年金」をお受取りいただけます。多彩なセット契約で保障内容を自由に設計できるプランをご用意しています。
引受緩和型終身共済	終身共済の有病者向けで、健康状態などで終身共済に加入できなかった方でも簡易な告知により加入できます。
一時払終身共済 (平28.10)	まとまった資金を活用して一生涯の万一(死亡)保障と将来の安心を確保することができます。死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。
生存給付特則付 一時払終身共済 (平28.10)	まとまった資金を活用して一生涯の万一(死亡)保障とともに、生前贈与および農業者の事業継承にも活用できます。
医療共済 メディフル	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。健康を維持した場合に健康祝金を受け取れるプランもご用意しています。
引受緩和型医療共済	中高齢者向けの医療保障の仕組みです。他の共済に比べ、引受条件が緩和されていますので、手軽に入れて保障も充実。
がん共済	上皮内がんを含むさまざまながんや脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療だけでなく、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。また、ご意向にあわせ保障内容を自由に設計できます。

種 類	内 容
	公的介護保険制度に連動した幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。介護の不安に一生涯備えられます。
	まとまった資金を活用して一生涯にわたり介護保障を確保することができます。万一(死亡)の場合には死亡給付金をお受け取りになれます。
	ご契約後 6 年目以降、予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。また、最低保証予定利率を下回ることはありませんので安心です。
	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。多彩なセット契約で幅広い保障を確保できます。(基本タイプ・中途給付タイプ)
	お子さまの教育資金の準備に適したプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受取りになれるプランもあります。多彩なセット契約で幅広い保障を確保できます。(学資金型・祝金型)
	万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。ライフステージに応じて保障金額を逡減させることで、お手軽な共済掛金で十分な保障を準備できるプランもご用意しています。
	三大疾病(①がん、②心・血管疾患、③脳血管疾患)とその他④生活習慣病(糖尿病、肝硬変、慢性腎不全、慢性すい炎)まで幅広く保障し、それぞれ①～④で1回、最大で4回の共済金を一時金としてお支払いします。
	日々の暮らしから万一(死亡)または、身体障害者等級1級～4級まで幅広く保障します。15歳～75歳まで告知書でご加入いただけます。無事故の場合は無事故給付金をお支払いするプランもご用意しています。
	『所定の認知症と診断確定』&『要介護 1 以上の認定中』となったときに経済的に負担の大きい認知症を伴う介護状態の保障を一生涯にわたり確保できる仕組みです。
	共済掛金を一時にお払い込みいただき、被共済者様が満期前に亡くなられた場合には経過年数に応じた額の共済金をお支払いし、満期時にご存命の場合には満期共済金をお支払いする共済です。安定的な資金づくりとご家族の方の生活保障を図ることができます。
	火災はもちろん、地震や台風等の自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物のリフォームや家財の買替資金としてご活用いただけます。実損てん補方式の導入により、火災共済金額を上限として損害の額を共済金としてお支払できます。

・短期共済 [共済期間が5年未満の契約]

種 類	内 容
	ご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障する傷害保障、対人賠償・対物賠償の保障が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
 日常生活賠償責任特約	自動車共済の特約で、自転車事故をはじめとする日常生活のさまざまな損害賠償責任を保障します。自転車共済(保険)の加入が義務化されておりますので、自転車に乗られる方は日常生活賠償責任特約への加入をご検討ください。
自賠責共済	法律ですべての自動車(二輪・原付も含みます。農耕作業用小型特殊自動車を除きます。)に自賠責共済(保険)への加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせない車の保障です。
傷害共済	日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障する共済です。
	地域で行われる様々なイベントを保障面からサポートします。
火災共済	建物や建物内に収容されている動産が火災等(火災・落雷・破裂・爆発等)により損害を受けた場合の保障を行う共済です。建物更生共済とは異なり台風や豪雨等の自然災害は保障対象外となり、また満期共済金のない掛け捨て型の共済です。
 農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障する共済です。

JA共済の保障(商品)の詳細なことについては、お近くのJAの「ライフアドバイザー」もしくは窓口の「スマイルサポーター」にご相談下さい。

◆農業・生活関連事業

◇営農指導事業

1. TAC活動を強化し農家経営を支援

(1) 訪問活動による意見要望に対する対応や個人実績による収益データを収集し経営状況の分析や経営指導を実施

2. 作物別技術指導会・講習会の充実による技術向上の推進

(1) スマート農業や環境保全型農業など、新技術の導入支援と情報提供し、個人目標数量を設定し実績をもとに研修会の開催や講習会等での指導を実施

3. 経営改善に向けた個別相談会を実施し、農家の経営安定の支援

(1) 経営継承や事業多角化を検討する農家向けの相談会を開催いたしました。また、補助事業や各種支援制度の活用支援を実施

【燃油高騰対策事業実績 278 件 192,000 千円(内、積立 96,000 千円)】

【福岡県活力ある高収益型園芸産地育成事業 7 件 177,978 千円】

4. 地域農業の持続可能性を高める施策の推進

- (1) あぐり支援室による労働力支援(直接雇用・派遣・農作業請負)と農業機械のレンタル事業を開始
【労働力支援 1,448 件 機械的支援 67 件】

◇販売事業

1. 販売戦略に反映するための実需者との直接対話の強化
(1) 市場、仲卸、バイヤーに向け、部会役員との意見交換会や宣伝即売会を開催し生産現場の状況や農家の取り組みの理解促進
2. 価格転嫁を推進し販売価格を適正化
(1) 部会総会や市場との取引会議において生産コスト指数を作成し価格転嫁に向け説明交渉を実施
3. 新規販路を開拓し多様な販売チャネルの確立
(1) 農業まつり、展示会、店舗イベント等を通じた農産物PR販売を行いました。また、新たな市場開拓を模索するため試験的な取り組みとして、いちご、みかん、ぶどうの輸出販売を実施

◇経済事業

1. 農業所得増大に向けた支援

- (1) 予約購買の増大による仕入れ価格交渉の強化に取り組みました。
【予約購買率:実績 80% 計画対比 101%】
- (2) 低コスト肥料、大型規格農薬の提案・普及推進を図りました。
【低コスト肥料:39 品目 大型規格農薬:55 品目を取り扱い】
- (3) 農業電子図書を活用した安全防除と農薬の適正使用の周知を行いました。
【アクセス数 7,343 件/年(前年度 7,671 件/年) 前年対比 95%】
- (4) 労力軽減に向けたスマート農業機械の普及推進を図りました。
【大型農機販売実績:35 台(前年度 26 台)前年対比 134%】
《内 補助事業 5 台(前年度 10 台)》
- (5) 免税軽油代行申請の支援によるコスト低減に努めました。
【農業用免税軽油代行申請件数実績:606 件(前年度 616 件)前年度対比 98%】
《内 新規免税軽油代行申請件数 17 件(前年度 8 件)》
- (6) 筑後南部広域農機センターを活用した整備体制の充実及び営業体制の強化を行いました。
【整備利用実績:135 台 計画対比 135%】

2. 生活事業の展開による生活インフラ機能の発揮

- (1) 各種イベント開催によるJAファン拡大と生活関連商品のPR強化を行いました。
【展示会 5 回・実演会 4 回開催(同時開催含)】
- (2) 福祉事業の充実による高齢者の生活支援強化に取り組みました。
【居宅支援事業:494 件 計画対比 100%】
【通所介護事業:5,699 件 計画対比 85%】

Ⅵ. 事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

◆農業関係の持続的な取り組み

◇新規就農者対策の強化・実践への取り組み

(1) 新規就農者への遊休施設斡旋や就農後の支援

【新規就農者に有休施設の斡旋と賃貸契約の支援を実施(なす 2 名)】

【部会員 2 名に匠としてトレーニングファーム卒業のいちご新規栽培者へ指導・相談役として支援を実施】

(2) 関係機関との連携による相談体制の充実

【新規就農認定の申請を関係機関と連携し 1 名の認定】

◇雇用支援企業等との連携による労働力支援の取り組み

(1) 1 日農業バイトアプリの取り組み支援

【1 日農業バイトアプリ(登録者数 84 名、利用件数のべ 2,836 件)】

(2) JA のパートナー企業(アグリパスサポート)との連携による農家への派遣・農作業請負の実施

【労働力支援 1,448 件実施】

◇農事組合法人・担い手への支援強化の取り組み

(1) 農事組合法人・担い手へ、国庫補助事業・県単補助事業を活用した生産拡大に向けた取組実施

【燃油価格高騰対策事業 278 名申請】

【県単補助事業 7 件】

◇食農交流による地域活性化への取り組み

(1) 食育活動の拡充に向け、高校や小学校等で出前授業の実施

【青年部活動 田んぼの教室 7 小学校、バケツ稲 1 小学校 1 幼稚園】

【女性部活動 みやま市青少年育成スプリングコンサートで高校生と一緒に調理補助】

◆地域密着型金融への取り組み

◇農業領域における金融仲介機能の発揮

(1) 農家組合員の資金ニーズの把握と的確な資金対応と計画的な訪問活動による繋がり強化と利子補給・保証料助成等制度を活用して規模拡大や設備投資の支援を行いました。

【農業融資新規実行額:4 億 2 千万円】

【農業融資残高:12 億 5 千万円】

【貸出金残高:81 億 7 千万円】

◇くらし・地域の金融仲介機能の発揮

(1) 個人貯金増強に向けた流入財源を確保するため、独自キャンペーン定期の企画と年金(新規・指定替)獲得キャンペーンに取り組みました。また、訪問活動による情報収集とライフプランに最適な生活資金の提案を行いました。

【生活関連融資新規実行額:7 億円】

【生活関連融資残高:62 億 2 千万円】

【貯金残高:貯金残高 901 億 2 千万円】

うち【個人貯金残高:貯金残高 890 億 3 千万円】

◇マネロン・テロ資金供与対策の強化

(1) マネロン・金融犯罪対策の重要性にかかる役職員の意識醸成と、環境変化を踏まえた対策の高度化による事務堅確性向上と各種会議体の指導・支援を行い店舗管理態勢の強化を図りました。

2. 地域貢献情報

◆社会貢献活動

◇組合員の学びの場の提供とリーダー育成

(1) 組合員の学習機会の充実と主体的な参画を促進するため、組合員大学を継続して開講し、延べ 4 回開催、15 名が受講し、協同組合理念の理解深化と実践力の向上に取り組みました。

また、次世代を担うリーダーの育成を行い、組合員の協同組合意識の向上と組織活動の活性化に寄与しました。

◆地域貢献情報

◇食農交流による地域活性化への取り組み

(1) 食育活動の拡充に向け、高校や小学校等で出前授業の実施

【青年部活動 田んぼの教室 7 小学校、バケツ稲 1 小学校 1 幼稚園】

【女性部活動 みやま市青少年育成スプリングコンサートで高校生と一緒に調理補助】

◇農業およびJAに対する理解・共感醸成に向けた広報活動の強化

(1) 農業やJAの役割に対する地域住民の理解と共感を高めるため、広報誌の発行 13 回、ホームページ更新 100 回、SNS投稿 84 回を実施し、多様な媒体を活用した広報活動を展開しました。その結果、「食と農」およびJA事業に対する関心の醸成と認知度向上につなげました。あわせて、広報戦略を実践するための体制整備を進め、継続的な情報発信力の強化を図りました。

3. 情報提供活動

広報誌「グリーンピース」を毎月発行し、特集や営農情報、各地の話題などを発信しています。また、ホームページにも各事業内容や取扱商品、イベント情報などを掲載しています。

<https://www.minamickg-fk-ja.or.jp>

JAみなみ筑後

検索



4. リスク管理の状況

◆リスク管理の体制

◇リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1) 信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

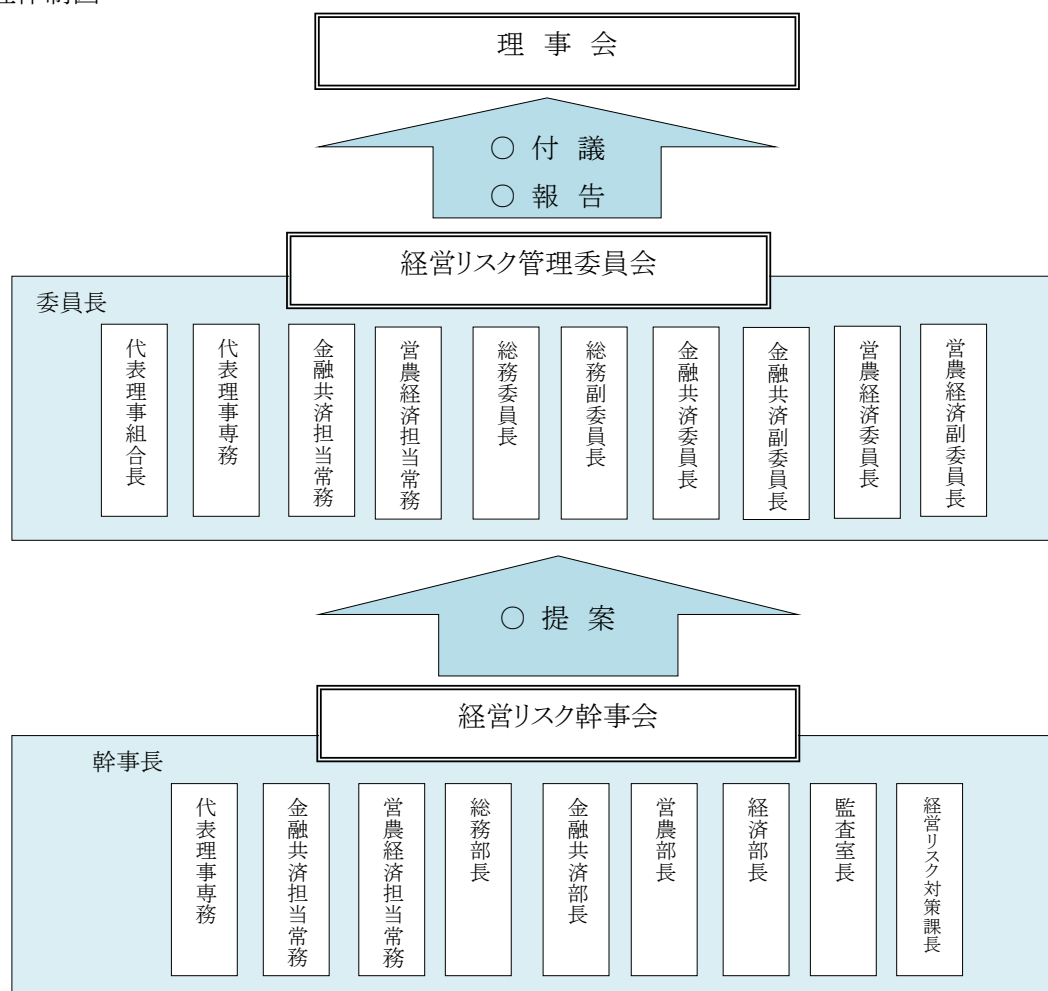
(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

リスク管理体制図



※委員会及び幹事会の事務局は総務部

◇法令等遵守体制

・コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

(4) 反社会勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

・コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

・令和7年度の取り組み事項

開催月	研修対象	内 容
令和7年 4月	全役職員	①令和7年度コンプライアンス・プログラムについて ②J A不祥事件発生状況について ③不適切な事務処理について ④職場におけるハラスメントについて
5月	コンプライアンス責任者	①事務ミス・苦情・相談等対応・事故件数報告について ②令和7年度コンプライアンス体制概念図 ③自主検査について ④コンプライアンス・マニュアルの内容説明
7月	入組1年目職員	①コンプライアンスの意義について ②個人情報とは ③職員行為基準 ④DVD研修（カスタマーハラスメント編）
7月	部長	①コンプライアンス基礎 ②不祥事件 ③個人情報 ④パワーハラスメント ⑤カスタマーハラスメント ⑥インサイダー取引
8月	全役職員	①個人情報の取扱いについて ②事務ミス・苦情・相談・事故報告について ③マナーローディング・インサイダー取引について
8・9月	コンプライアンス責任者・担当者	①令和6年度不祥事ゼロ運動・県下一斉点検の実施結果 ②個人情報保護法の概要と漏えい等発生時の留意について ③DVD研修（不祥事編） ④労災事故について ⑤カスタマーハラスメントについて ⑥コンプライアンス研修（基礎編）
9月	理事及び監事	①不祥事の概要 ②不祥事件の発生状況 ③公益通報制度（ヘルプライン） ④職場におけるハラスメント ⑤個人情報漏えい等 ⑥インサイダー取引
11月	責任者	①上半期内部通報保護制度（ヘルプライン）受付状況について ②事務ミス、苦情・相談等、事故対応報告について ③コンプライアンス・マニュアル改正について ④生成AIサービスの利用に関する注意喚起について
12月	全役職員	①不祥事件の発生状況 ②令和8年度苦情・事務ミス・事故の発生状況について ③令和8年度上半期ヘルプライン受付状況 ④独占禁止法について ⑤サイバーセキュリティと情報セキュリティについて ⑥カスタマーハラスメントについて ⑦パワーハラスメントについて

・令和8年度の取り組み事項

【令和8年度コンプライアンス・プログラム】

当JAは、JAの社会的責任及び公共的使命を果たすため、コンプライアンス基本方針並びにコンプライアンス運営規程等により、コンプライアンスを遵守する職場風土を醸成するために、以下の具体的実践計画を策定し、実践するものです。

・経営層での取り組み

- ①組合長は、年頭所感や総会、全体職員研修等あらゆる可能な機会をとらえ、コンプライアンスに対する取組姿勢を示します。
- ②理事は、業務遂行に際し、コンプライアンスの問題を常に意識し、規則に基づき公正、公平に断固とした態度で対応します。
- ③理事及び監事は、理事会・監事会、経営会議等において、必要に応じコンプライアンスにかかる諸問題の論議を行います。

・コンプライアンス統括部署での取り組み

①JA健全性定期診断の実施

JAの健全性確保(JAのリスク耐性把握)を目的に、各種診断(点検方式)を次表のとおり実施します。

名 称	基準日	実施時期	目 的
不祥事再発防止策の取組 状況点検 1. 自主検査 2. 職員行動自主点検	月次 2カ月 四半期 半期 年次	月次 2カ月 四半期 半期 年次	各課・支店・事業所における不祥事再発防止策の取組項目を明確化し、月次(半期)での実践状況報告を徹底し、不祥事発生撲滅を目的とする。 また、不祥事発生の根絶のためには、日常的な意識改革ならびに、事項ごとに牽制が働く体制作りを中心とした再発防止策の実践と、各職員の行動をコンプライアンスの観点から点検を行うことにより、コンプライアンス重視の職場風土を醸成することを目的とする。
JAの経営状況に関する事項の報告 1. 財務モニタリング 2. 体制整備モニタリング	3月末	5月～6月	「信用事業再編強化法」及び「JAバンク基本方針」にもとづく調査で、信用事業全般にわたるリスク点検として、特に破綻未然防止に資する。
資産自己査定	12月末(仮基準日) 3月末(基準日)	1月～2月 4月～5月	信用リスクという観点から、資産の健全性を検証し、リスク発生に備えるとともに、適正な財務諸表の作成に資する。
その他必要と思われる点検	随時	随時	セクハラ・パワハラ防止のための点検などを適宜実施する。

②職場離脱

「連続職場離脱実施要領」に基づき、職員が一定期間自己の職場を離れ、勤務できない状態を作ることにより、事故・不正を未然に防止します。

③役職員への周知・徹底

コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス態勢の確立に向けて役職員への周知・徹底を図るため、以下の各階層別研修計画を企画・開催します。

＜ 各 階 層 別 の 研 修 計 画 ＞		
対象者	実施頻度	研 修 内 容
全役職員 (職員全体研修)	年3回以上	コンプライアンス・プログラムの周知徹底 相談・苦情等対応状況について 事務ミス発生状況について 事故発生状況について コンプライアンスについて
役員 (理事及び監事)	年1回以上	外部講師による研修
部門長 (部長)	年1回以上	コンプライアンスの意義と概要について JA管理・監督者の職責と心得について コンプライアンス責任者の役割について
コンプライアンス責任者 (課長・支店長)	年1回以上	相談・苦情等の発生状況と対応について JA管理・監督者の職責と心得について コンプライアンス責任者の役割について 個人情報関係について
コンプライアンス担当者	年1回以上	相談・苦情等の発生状況と対応について JA職員としての心構えについて コンプライアンス担当者の役割について
新入職員	年1回以上	コンプライアンスの意義について 職員行動基準について 個人情報関係について
各職場単位 (内部会議、ミーティング)	月1回以上	苦情・相談等の事例に基づく研修 コンプライアンス・マニュアルを活用した研修 個人情報関係について

④実践状況の検証と見直し・改善

コンプライアンスにかかる諸会議体の論議を踏まえ、各計画の実践状況を検証するとともに、必要に応じて見直し・改善を行っていきます。

⑤苦情処理等の統括部署への報告の迅速化を徹底します。

・各部署における取り組み

①コンプライアンス担当者の選定と担当者名の統括部署への報告

②コンプライアンスにかかる教育、報告・連絡・相談の周知徹底

(1)各業務の主管部署は、各業務部門にかかる法令等の周知・徹底を図るため、別途担当職員を対象とした研修を開催します。(半期に1回程度)

(2)上記にかかわらず、法令等の改正が行われた場合には、必要に応じ研修会を開催することとします。

③組合員等からの苦情・相談等の情報を漏れなく、「苦情処理簿」等に記入し、所属長を経由し、本店コンプライアンス統括部署に報告します。

なお、担当部署においては、その記録を保管します。

・諸会議を通じた取り組み

①JA経営リスク管理委員会を定期的に行い、コンプライアンスにかかる諸問題について論議を行い、認識の共有化を図ります。

②各業務の部署内会議や日常的なミーティングにおいて、コンプライアンス・マニュアル等を使った学習を行います。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)やJA共済連相談受付センター(電話:0120-536-093)とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0944-63-8867(月～金 8時30分～17時))

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 (電話:092-791-1840)

福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)

福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

南 筑 後 農 業 協 同 組 合

(平成 17 年 4 月 1 日制定)

(平成 27 年 1 月 27 日改正)

(令和 4 年 7 月 1 日改正)

南筑後農業協同組合個人情報保護方針

南 筑 後 農 業 協 同 組 合

(平成17年4月1日制定)

(令和4年4月1日最終改定)

南筑後農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1.関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2.利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3.適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4.安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 16 条第 1 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

南 筑 後 農 業 協 同 組 合

(平成17年4月1日制定)

(平成28年1月1日最終改定)

南筑後農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等などが発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

◆内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、17.36%となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

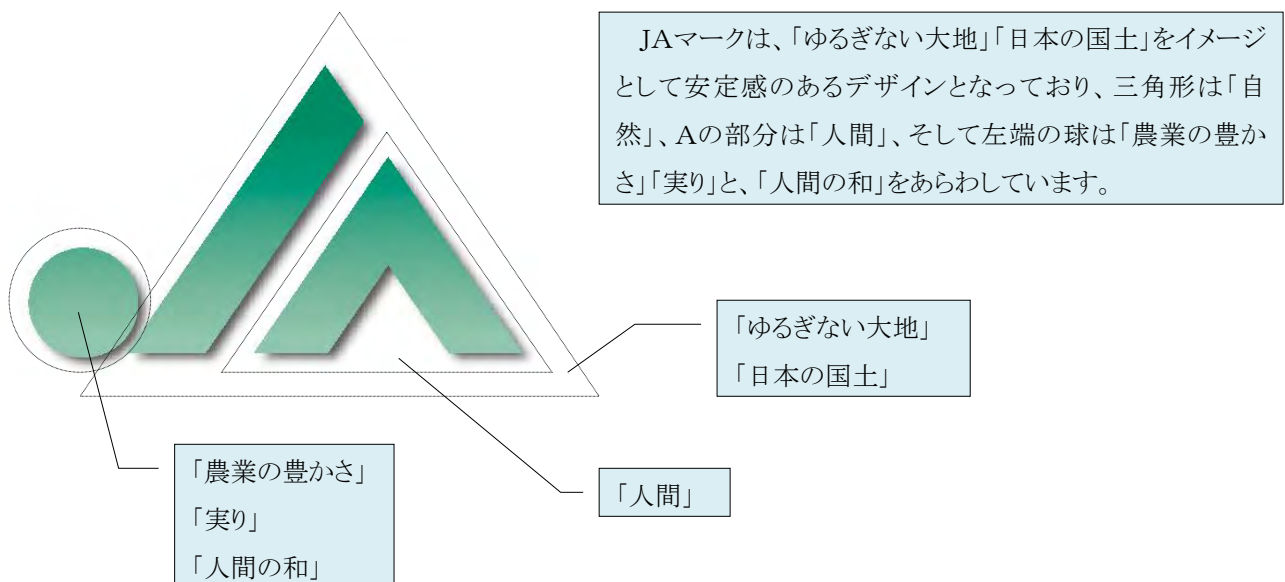
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	南筑後農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,579 百万円(前年度 1,601 百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

【 JAマーク 】



Ⅶ. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

◆貸借対照表

(単位:千円)

科 目 (資 産 の 部)	資 産	
	令和6年度	令和7年度
1. 信用事業資産	89,437,241	88,003,811
(1) 現 金	369,300	404,824
(2) 預 金	74,274,272	72,748,514
系統預金	74,271,585	72,747,347
系統外預金	2,686	1,167
(3) 有価証券	6,712,472	6,527,829
国債	2,027,090	2,027,280
地方債	3,065,920	3,067,030
政府保証債	798,932	684,329
特別法人債	820,530	749,190
(4) 貸 出 金	8,017,692	8,178,183
(5) その他の信用事業資産	76,677	156,839
未収収益	69,636	143,659
その他の資産	7,040	13,180
(6) 貸倒引当金	△ 13,173	△ 12,379
2. 共済事業資産	1,631	4,337
(1) その他の共済事業資産	1,631	4,337
3. 経済事業資産	1,816,952	2,455,274
(1) 経済事業未収金	904,863	916,577
(2) 経済受託債権	615,097	1,227,054
(3) 棚卸資産	193,645	198,405
購 買 品	179,058	170,809
その他の棚卸資産	14,587	27,595
(4) その他の経済事業資産	154,055	160,652
(5) 貸倒引当金	△ 50,710	△ 47,414
4. 雑 資 産	662,343	589,718
5. 固定資産	4,345,487	4,547,048
(1) 有形固定資産	4,343,885	4,545,462
建物	4,819,275	5,017,106
構築物	830,571	840,084
機械装置	2,710,174	2,630,581
土地	2,786,225	2,820,354
リース資産	0	33,930
建設仮勘定	18,338	0
その他の有形固定資産	460,452	437,297
減価償却累計額	△ 7,281,152	△ 7,233,891
(2) 無形固定資産	1,602	1,585
6. 外 部 出 資	5,258,771	5,258,771
(1) 外部出資	5,258,771	5,258,771
系統出資	5,162,261	5,162,261
系統外出資	96,510	96,510
7. 繰延税金資産	193,940	177,153
資 産 の 部 合 計	101,716,368	101,036,113

(注) この表は千円未満を切り捨てて表示しており、表中の合計が一致しないことがあります。

(単位:千円)

負 債 及 び 純 資 産		
科 目	令和6年度	令和7年度
(負 債 の 部)		
1. 信用事業負債	91,672,051	90,422,166
(1)貯金	91,451,182	90,121,310
(2)借入金	153,638	169,410
(3)その他の信用事業負債	67,231	131,445
未払費用	23,732	64,754
その他の負債	43,498	66,690
2. 共済事業負債	270,617	254,395
(1)共済資金	109,912	96,741
(2)未経過共済付加収入	159,044	156,480
(3)その他の共済事業負債	1,660	1,173
3. 経済事業負債	1,878,515	2,782,378
(1)経済事業未払金	391,304	438,989
(2)経済受託債務	1,438,623	2,301,953
(3)その他の経済事業負債	48,587	41,435
4. 雑負債	329,250	240,479
(1)未払法人税等	46,542	47,497
(2)リース債務	0	27,507
(3)その他の負債	282,708	165,474
5. 諸引当金	724,152	657,144
(1)賞与引当金	51,014	53,309
(2)退職給付引当金	524,597	457,828
(3)役員退職慰労引当金	40,200	52,173
(4)特例業務負担金引当金	108,340	93,832
6. 再評価に係る繰延税金負債	464,285	463,206
負 債 の 部 合 計	95,338,872	94,819,769
(純 資 産 の 部)		
1. 組合員資本	6,002,761	6,220,490
(1)出資金	1,601,796	1,579,116
(2)利益剰余金	4,412,342	4,658,403
利益準備金	1,505,000	1,561,000
その他利益剰余金	2,907,342	3,097,403
施設・整備改善積立金	1,000,000	1,066,617
遊休資産等整備積立金	77,016	76,610
情報システム基盤強化積立金	100,000	100,000
販売事業リスク対応積立金	50,000	50,000
地域農業振興推進積立金	30,000	30,000
特別会計等損失対策積立金	492,675	483,530
災害等復興支援積立金	100,000	100,000
設立30周年記念積立金	30,000	0
特別積立金	650,000	650,000
当期末処分剰余金	377,651	540,646
(うち当期剰余金)	(279,331)	(267,096)
(3)処分未済持分	△ 11,377	△ 17,029
2. 評価・換算差額等	374,733	△ 4,146
(1)その他有価証券評価差額金	△ 769,878	△ 1,145,983
(2)土地再評価差額金	1,144,611	1,141,837
純資産の部合計	6,377,495	6,216,344
負債及び純資産の部合計	101,716,368	101,036,113

◆損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 事業総利益	2,074,717	2,051,889
(1)信用事業収益	659,684	782,233
資金運用収益	617,748	753,800
(うち預金利息)	(378,951)	(504,035)
(うち有価証券利息)	(71,313)	(77,670)
(うち貸出金利息)	(105,757)	(112,970)
(うちその他受入利息)	(61,726)	(59,123)
役務取引等収益	20,806	21,154
その他事業直接収益	0	276
その他経常収益	21,130	7,002
(2)信用事業費用	102,035	239,678
資金調達費用	41,283	84,483
(うち貯金利息)	(40,785)	(82,180)
(うち給付補てん備金繰入)	(131)	(477)
(うち借入金利息)	(366)	(1,825)
役務取引等費用	7,353	7,334
その他事業直接費用	0	101,788
その他経常費用	53,399	46,072
(うち貸倒引当金繰入額)	4,799	(△ 793)
信用事業総利益	557,649	542,554
(3)共済事業収益	398,259	394,096
共済付加収入	377,534	366,290
その他の収益	20,725	27,806
(4)共済事業費用	16,404	17,204
共済推進費	1,889	2,685
共済保全費	5,189	5,631
その他の費用	9,325	8,887
共済事業総利益	381,855	376,892
(5)購買事業収益	3,580,061	3,656,477
購買品供給高	3,448,547	3,519,413
購買手数料	15,933	18,308
修理サービス料	77,154	86,206
その他の収益	38,425	32,549
(6)購買事業費用	3,056,793	3,147,928
購買品供給原価	2,950,918	3,021,350
購買品供給費	2,541	2,355
修理サービス費	24,313	31,339
その他の費用	79,020	92,882
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 6,910)	(△ 3,296)
購買事業総利益	523,268	508,549
(7)販売事業収益	491,467	494,138
販売品販売高	184,307	185,058
販売手数料	208,547	206,740
その他の収益	98,612	102,339
(8)販売事業費用	219,454	217,996
販売品販売原価	145,349	143,568
その他の費用	74,104	74,427
販売事業総利益	272,013	276,141

(注)この表は千円未満を切り捨てて表示しており、表中の合計が一致しないことがあります。

(注)委託販売に係る販売高・販売原価を相殺し、純額で表示しています。

(注)保管事業は、令和元年度より販売事業の内数に変更となっております。

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(9) 利用事業収益	475,104	502,072
(10) 利用事業費用	171,048	182,764
利用事業総利益	304,056	319,308
(11) 福祉事業収益	65,958	63,680
(12) 福祉事業費用	22,489	22,080
福祉事業総利益	43,469	41,599
(13) 農業経営収益	21,162	34,179
(14) 農業経営費用	17,785	33,513
農業経営事業総利益	3,377	666
(15) 指導事業収入	43,441	42,917
(16) 指導事業支出	54,413	56,739
指導事業収支差額	△ 10,971	△ 13,822
2. 事業管理費	1,755,958	1,748,120
(1) 人件費	1,227,068	1,241,419
(2) 業務費	134,304	132,388
(3) 諸税負担金	61,164	67,379
(4) 施設費	328,425	300,391
(5) その他事業管理費	4,994	6,540
事業利益	318,758	303,769
3. 事業外収益	106,940	123,789
(1) 受取雑利息	457	643
(2) 受取出資配当金	70,811	84,371
(3) 賃貸料	22,272	22,410
(4) 貸倒引当金戻入益	0	0
(5) 雑収入	13,399	16,364
4. 事業外費用	37,885	57,959
(1) 寄附金	562	572
(2) 賃貸費用	10,904	10,159
(3) 雑損失	26,417	47,178
(4) 貸倒引当金繰入額	1	48
経常利益	387,813	369,598
5. 特別利益	3,863	302
(1) 固定資産処分益	38	0
(2) 一般補助金	3,720	302
(3) 災害共済金	104	0
6. 特別損失	25,473	20,367
(1) 固定資産処分損	562	43
(2) 固定資産圧縮損	3,720	0
(3) 減損損失	21,190	20,323
税引前当期利益	366,203	349,533
法人税、住民税及び事業税	60,459	66,728
法人税等調整額	26,412	15,708
法人税等合計	86,871	82,437
当期剰余金	279,331	267,096
当期首繰越剰余金	57,917	17,532
土地再評価差額金取崩額	10,093	2,774
施設・整備改善積立金取崩額	0	183,383
遊休資産等整備積立金取崩額	22,984	23,390
特別業務負担金対策積立金取崩額	7,325	16,470
設立30周年記念積立金取崩額	0	30,000
当期末処分剰余金	377,651	540,646

◆注記表

令和6年度 注 記 表

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券 （時価のあるもの）	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 （市場価格のない株式等）	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購入品（数量管理品）	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購入品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要

と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和 14 年 3 月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 利用事業

カントリー・ライスセンター・大豆センター・育苗所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用や作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他事業

福祉事業、農業経営事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計上の見積もりに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

229,380,734 円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 21,190,750 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 5,360,593,074 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種類	圧縮記帳累計額
建物	1,640,614,723
建物附属設備	260,586,605
構築物	299,956,815
機械装置	3,085,570,626
器具備品	72,795,130
土地	1,069,175

2. 担保に供している資産

①以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金	(金額) 1,000,000,000 円
----------	----------------------

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事および監事に対する金銭債権の総額	(金額) 34,048,044 円
・理事および監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0 円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権に該当する金額は 44,033,938 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)	
種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	41,084,308
危険債権	2,949,630
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	44,033,938

(注) 貸倒引当金控除前の金額です。

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
・再評価の年月日	平成11年3月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	1,306,570,130 円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸用固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
愛菜館	直売所	構築物等	
あぐりの郷	介護施設	建物附属設備等	
ふれあいプラザ東山	事務所	土地	
瀬高車両	整備工場	器具備品等	
山川給油所	給油所	建物附属設備	
山川農機	整備工場	土地	
ふれあいプラザ高田東部	事務所	土地	
高田給油所	給油所	土地	
大牟田支店	営業用店舗	器具備品	
旧東山選果場休憩所	賃貸用固定資産	土地	事業外固定資産
旧南大牟田支所	賃貸用固定資産	土地	事業外固定資産
旧Aコープ山川	賃貸用固定資産	建物附属設備	事業外固定資産
旧上内支店	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧下庄支所	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧山川車両	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧生活センター	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧飯江支所	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧岩田支所	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧開支所	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧吉野LPG保管庫	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧東山選果場	遊休資産	土地	事業外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

大牟田支店、ふれあいプラザ東山、ふれあいプラザ高田東部、愛菜館、あぐりの郷、瀬高車両、山川給油所、山川農機、高田給油所については営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、賃貸用固定資産および遊休資産については、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：円)

場所	種類	減損損失	場所	種類	減損損失			
愛菜館	構築物	2, 469, 998	旧上内支店	土地	25, 014			
	車輛運搬具	2, 799, 135	旧下庄支所	土地	1, 041, 505			
	土地	2, 898, 183	旧山川車両	土地	274, 206			
	合計	8, 167, 316	旧生活センター	土地	333, 152			
あぐりの郷	建物附属設備	266, 678	旧飯江支所	土地	1, 716, 065			
	構築物	142, 056	旧岩田支所	土地	540, 270			
	土地	1, 628, 752	旧開支所	土地	1, 404, 777			
	合計	2, 037, 486	旧吉野L P G保管庫	土地	207			
ふれあいプラザ東山	土地	771, 309	旧東山選果場	土地	892, 589			
瀬高車両	器具備品	304, 749						
	土地	2, 169, 205						
	合計	2, 473, 954						
山川給油所	建物附属設備	186, 649						
山川農機	土地	50, 995						
ふれあいプラザ 高田東部	土地	556, 216						
高田給油所	土地	31, 221						
大牟田支店	器具備品	24, 613						
旧東山選果場休憩所	土地	184, 907						
旧南大牟田支所	土地	301, 813						
旧Aコープ山川	建物附属設備	176, 486				合計		21, 190, 750

(4) 回収可能価額の算定方法

- ・上記の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に経営リスク対策課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.59%上昇したものと想定した場合には、経済価値が159,487,059円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	74,274,272,678	74,095,438,533	△178,834,145
有価証券 満期保有目的の債券 其他有価証券	6,712,472,776 799,762,776 5,912,710,000	6,713,660,000 800,950,000 5,912,710,000	1,187,224 1,187,224 —
貸出金 貸倒引当金（＊１） 貸倒引当金控除後	8,017,692,173 △13,173,845 8,004,518,328	8,055,032,659	50,514,331
資産計	88,991,263,782	88,864,131,192	△127,132,590
貯金	91,451,182,297	91,226,364,075	△224,818,222
経済受託債務	1,438,623,073	1,438,623,073	—
負債計	92,889,805,370	92,664,987,148	△224,818,222

＊１：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や公社団債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	5,258,771,001 円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	74,274,272,678	0	0	0	0	0
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券の うち満期があるもの	0 0	0 200,000,000	0 0	0 0	0	800,000,000 6,500,000,000
貸 出 金	1,141,722,856	809,257,650	732,864,484	654,621,908	497,146,706	4,158,145,169
合 計	75,415,995,534	1,009,257,650	732,864,484	654,621,908	497,146,706	11,458,145,169

注1：貸出金のうち、当座貸越 156,659,103 円については「1 年以内」に含めています。
また期限のない場合は「5 年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等
23,933,400 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	82,578,352,421	3,010,308,044	4,813,181,638	428,044,721	608,661,795	12,633,678
経 済 受 託 債 務	1,438,623,073	0	0	0	0	0
合 計	84,016,975,494	3,010,308,044	4,813,181,638	428,044,721	608,661,795	12,633,678

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

		貸借対照表計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	政府保証債	299,762,776	303,090,000	3,327,224
	小計	299,762,776	303,090,000	3,327,224
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	500,000,000	497,860,000	△2,140,000
	小計	500,000,000	497,860,000	△2,140,000
合 計		799,762,776	800,950,000	1,187,224

(2) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	評価差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	国 債	798,703,356	826,150,000	27,446,644
	地 方 債	699,985,312	713,110,000	13,124,688
	政府保証債	397,321,543	404,720,000	7,398,457
	小計	1,896,010,211	1,943,980,000	47,969,789
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	国 債	1,586,801,186	1,200,940,000	△385,861,186
	地 方 債	2,099,959,330	1,852,810,000	△247,149,330
	政府保証債	99,818,100	94,450,000	△5,368,100
	特別法人債	1,000,000,000	820,530,000	△179,470,000
	小計	4,786,578,616	3,968,730,000	△817,848,616
合 計		6,682,588,827	5,912,710,000	△769,878,827

上記差額は、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

VII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,419,977,135 円
勤務費用	56,385,834 円
利息費用	16,329,737 円
数理計算上の差異の発生額	△94,743,549 円
退職給付の支払額	<u>△138,402,000 円</u>
期末における退職給付債務	1,259,547,157 円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	782,882,462 円
期待運用収益	8,220,266 円
数理計算上の差異の発生額	228,528 円
特定退職金共済制度への拠出金	40,260,000 円
退職給付の支払額	<u>△96,641,767 円</u>
期末における年金資産	734,949,489 円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,259,547,157 円
特定退職金共済制度	<u>△734,949,489 円</u>
未積立退職給付債務	524,597,668 円
退職給付引当金	524,597,668 円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	56,385,834 円
利息費用	16,329,737 円
期待運用収益	△8,220,266 円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△94,972,077 円</u>
合計	△30,476,772 円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	94.4%
現金及び預金	5.6%
合計	100.0%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.85%
期待運用収益率	1.05%

割引率については、加重平均で表しています。

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 15,370,056 円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、110,301,000 円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産	
退職給付引当金	146,876,702 円
減損損失（減価償却資産）	93,483,224 円
特例業務負担金引当金	30,211,572 円
減損損失（土地）	36,848,957 円
その他有価証券評価差額金	215,566,072 円
年度末賞与	13,271,424 円
賞与引当金	13,875,808 円
役員退職慰労引当金	11,256,056 円
貸倒引当金	10,429,598 円
その他	13,225,040 円
繰延税金資産小計	585,044,454 円
評価性引当額	△355,663,720 円
繰延税金資産合計（A）	229,380,734 円
○繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△35,440,440 円
繰延税金負債合計（B）	△35,440,440 円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	193,940,294 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.2%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.65%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△2.62%
住民税均等割等	0.77%
評価性引当額の増減	△0.39%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△2.25%
その他	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.72%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.2%から28.0%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,228千円増加し、法人税等調整額は4,228千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は13,265千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和7年度 注 記 表

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券 （時価のあるもの）	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 （市場価格のない株式等）	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を0とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証に

よる回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和 14 年 3 月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 利用事業

カントリー・ライスセンター・大豆センター・育苗所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用や作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他事業

福祉事業、農業経営事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(3) 農機協同事業に係る取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、農機協同事業に係る購買品供給高等については、協同事業者である全国農業協同組合連合会と当組合との労務出資割合で配分した金額を表示しております。

II. 会計上の見積もりに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

212,593,494 円（繰延税金負債との相殺前）

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 20,323,997 円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 5,239,451,305 円であり、その内訳は次のとおりです。（単位：円）

種類	圧縮記帳累計額
建物	1,627,445,157
建物附属設備	255,545,171
構築物	292,623,815
機械装置	3,031,323,857
器具備品	31,444,130
土地	1,069,175

2. 担保に供している資産

①以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金	(金額) 1,000,000,000 円
----------	----------------------

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事および監事に対する金銭債権の総額	(金額) 30,376,229 円
・理事および監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0 円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権に該当する金額は 51,588,797 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)	
種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	29,430,943
危険債権	22,157,854
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	51,588,797

(注) 貸倒引当金控除前の金額です。

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- | | |
|---|-----------------|
| ・再評価の方法 | 固定資産税評価額に基づく再評価 |
| ・再評価の年月日 | 平成11年3月31日 |
| ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 | 710,953,725 円 |

(時価の額は固定資産税評価額を 0.7 で割り戻して算出しています。)

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸用固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
あぐりの郷	介護施設	車輛運搬具等	
ふれあいプラザ東山	事務所	土地	
瀬高車両	整備工場	建物付属設備等	
瀬高農機	整備工場	建物等	
ふれあいプラザ高田東部	事務所	土地	
高田給油所	給油所	建物付属設備	
旧大牟田支店	事務所	器具備品等	
旧東山選果場休憩所	賃貸用固定資産	土地	事業外固定資産
旧南大牟田支所	賃貸用固定資産	土地	事業外固定資産
旧山川車両	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧飯江支所	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧岩田支所	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧開支所	遊休資産	土地	事業外固定資産
旧東山選果場	遊休資産	土地	事業外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

ふれあいプラザ東山、ふれあいプラザ高田東部、あぐりの郷、瀬高車両、瀬高農機、高田給油所については営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、賃貸用固定資産および遊休資産については、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳
(単位：円)

場所	種類	減損損失	場所	種類	減損損失
あぐりの郷	車輛運搬具	3,042,454	旧東山選果場休憩所	土地	9,701
	器具備品	490,999	旧南大牟田支所	土地	305,448
	土地	6,208	旧山川車両	土地	5,302
	合計	3,539,661	旧飯江支所	土地	240,248
ふれあいプラザ東山	土地	40,462	旧岩田支所	土地	94,697
瀬高車両	建物付属設備	1,182,722	旧開支所	土地	528,864
	器具備品	347,668	旧東山選果場	土地	1,223,500
	合計	1,530,390			
瀬高農機	建物	9,362,949			
	器具備品	495,998			
	土地	1,422,114			
	合計	11,281,061			
ふれあいプラザ 高田東部	土地	373,520			
高田給油所	建物付属設備	928,075			
旧大牟田支店	器具備品	206,088			
	土地	16,980			
	合計	223,068			
			合計		20,323,997

(4) 回収可能価額の算定方法

上記の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に経営リスク対策課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が80,884,734円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	72,748,514,375	72,511,268,738	△237,245,637
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	6,527,829,887 999,789,887 5,528,040,000	6,474,650,000 946,610,000 5,528,040,000	△53,179,887 △53,179,887 —
貸出金 貸倒引当金（＊１） 貸倒引当金控除後	8,178,183,298 △12,379,974 8,165,803,324	8,106,893,338	△58,909,986
資産計	87,442,147,586	87,092,812,076	△349,335,510
貯金	90,121,310,537	89,770,347,724	△350,962,813
経済受託債務	2,301,953,292	2,301,953,292	—
負債計	92,423,263,829	92,072,301,016	△350,962,813

＊１：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や公社団債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	5,258,771,001 円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	72,748,514,375	0	0	0	0	0
有価証券						
満期保有目的の債券	0	0	0	0	0	1,000,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	0	0	0	0	300,000,000	6,400,000,000
貸 出 金	1,183,186,153	864,839,792	779,722,533	614,768,595	505,845,264	4,204,393,299
合 計	73,931,700,528	864,839,792	779,722,533	614,768,595	805,845,264	11,604,393,299

注1：貸出金のうち、当座貸越 133,423,309 円については「1 年以内」に含めています。

また期限のない場合は「5 年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 25,427,662 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	79,511,482,908	4,373,899,779	5,133,858,534	476,634,624	584,721,014	40,713,678
経 済 受 託 債 務	2,301,953,292	0	0	0	0	0
合 計	81,813,436,200	4,373,899,779	5,133,858,534	476,634,624	584,721,014	40,713,678

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

		貸借対照表計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	700,000,000	660,530,000	△39,470,000
	小計	700,000,000	660,530,000	△39,470,000
	政府保証債	299,789,887	286,080,000	△13,709,887
	小計	299,789,887	286,080,000	△13,709,887
合 計		999,789,887	946,610,000	△53,179,887

(2) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	評価差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	国 債	299,974,418	300,720,000	745,582
	小計	299,974,418	300,720,000	745,582
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	国 債	2,283,602,473	1,726,560,000	△557,042,473
	地 方 債	2,692,789,237	2,367,030,000	△325,759,237
	政府保証債	397,657,736	384,540,000	△13,117,736
	特別法人債	1,000,000,000	749,190,000	△250,810,000
	小計	6,374,049,446	5,227,320,000	△1,146,729,446
合 計		6,674,023,864	5,528,040,000	△1,145,983,864

上記差額は、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

2. 当該事業年度中に売却した有価証券

当該事業年度中に売却した有価証券は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

種 類	売却額	売却益	売却損
地 方 債	1,009,263,000	276,000	90,972,330
政府保証債	89,002,000	0	10,816,100
合計	1,098,265,000	276,000	101,788,430

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,259,547,157 円
勤務費用	50,827,011 円
利息費用	23,301,622 円
数理計算上の差異の発生額	△92,193,717 円
退職給付の支払額	<u>△12,153,000 円</u>
期末における退職給付債務	1,229,329,073 円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	734,949,489 円
期待運用収益	8,084,444 円
数理計算上の差異の発生額	156,987 円
特定退職金共済制度への拠出金	38,091,000 円
退職給付の支払額	<u>△9,781,535 円</u>
期末における年金資産	771,500,385 円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,229,329,073 円
特定退職金共済制度	<u>△771,500,385 円</u>
未積立退職給付債務	457,828,688 円
退職給付引当金	457,828,688 円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	50,827,011 円
利息費用	23,301,622 円
期待運用収益	△8,084,444 円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△92,350,704 円</u>
合計	△26,306,515 円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	93.2%
現金及び預金	6.8%
合計	100.0%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.77%
期待運用収益率	1.10%

割引率については、加重平均で表しています。

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 15,538,644 円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、96,361,000 円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産	
退職給付引当金	128,192,033 円
減損損失（減価償却資産）	88,076,149 円
特例業務負担金引当金	26,273,197 円
減損損失（土地）	36,964,865 円
その他有価証券評価差額金	320,875,482 円
年度末賞与	13,790,280 円
賞与引当金	14,926,520 円
役員退職慰労引当金	14,608,664 円
貸倒引当金	9,168,030 円
その他	14,287,556 円
繰延税金資産小計	667,162,776 円
評価性引当額	△454,569,282 円
繰延税金資産合計（A）	212,593,494 円
○繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△35,440,440 円
繰延税金負債合計（B）	△35,440,440 円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	177,153,054 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.2%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.37%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.27%
住民税均等割等	0.80%
評価性引当額の増減	△1.83%
適用税率の相違による影響	△0.30%
その他	△0.39%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.58%

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和6年度 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	377,651,922
2 剰余金処分額	360,119,522
(1) 利益準備金への繰入	56,000,000
(2) 任意積立金の積立	280,309,000
・施設・整備改善積立金（目的積立金）	250,000,000
・遊休資産等整備積立金（目的積立金）	22,984,000
・特別会計等損失対策積立金（目的積立金）	7,325,000
(3) 出資に対する配当金	23,810,522
3 次期繰越剰余金	17,532,400

- (注) ① 出資配当は、年1.5%の割合です。
- ② 任意積立金のうち目的のある積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は下記のとおりである。なお、積立累計額については令和6年度剰余金処分案の目的積立金額を含んで表示しています。(※1)
- ③ 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善の事業の費用に充てるための繰越額14,000,000円が含まれています。

(※1) 目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	積立累計額 (承認後)
施設・整備改善積立金	中長期的に予定する施設・設備等の取得のため	2,000,000 千円	①施設の老朽化に伴う建替・更新等があったとき ②支店・事業所等の老朽化に伴う建替等により建物等を取得したとき	1,250,000 千円
遊休資産等整備積立金	遊休資産の整備等に備えるため	100,000 千円	①遊休資産の解体・整地等を行ったとき ②施設の遊休化に伴い解体等を行ったとき	100,000 千円
情報システム基盤強化積立金	J A内のO A機器や通信機器等の更新・充実のため	100,000 千円	①基幹・情報系の電算システムを取得したとき ②通信機器等を更新したとき ③情報セキュリティ強化のための機器等を設置したとき	100,000 千円
販売事業リスク対応積立金	買取販売や直販の取引拡大によるリスク管理の一環として積み立てるため	50,000 千円	①買取販売における損失が当期の損益に影響を及ぼす場合に取り崩す ②直販等の取引先が経営不振に陥り、多額の引当・償却が必要となった場合に取り崩す	50,000 千円
地域農業振興推進積立金	農業振興を推進するために資金を積み立てる	30,000 千円	①農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化のための事業実施、または固定資産等を取得した場合に取り崩す	30,000 千円
特別会計等損失対策積立金	会計基準変更や固定資産の減損会計における特別損失計上による経営への影響カバーのため	500,000 千円	①新たな会計等法制度改正への対応により多額の損失が生じた場合に取り崩すことができるものとする ②固定資産の減損損失額の範囲内で取り崩すことができるものとする ③その他、経営へ影響する多額の損失計上が必要となった場合に取り崩すことができるものとする	500,000 千円
災害等復興支援積立金	大規模災害や感染症蔓延等により影響を受けた組合員の農業生産・販売縮小に対する支援を行うため	100,000 千円	①大規模災害等により農畜産物の被害が発生した組合員に対して支援・助成を行った場合に取り崩す ②感染症の蔓延等により農畜産物販売に影響を受けた組合員に対する支援・助成を行った場合に取り崩す	100,000 千円
設立30周年記念積立金	合併30周年を記念する式典や祝賀会の開催および記念誌の刊行のため	30,000 千円	①合併30周年を記念する式典や祝賀会の開催および記念誌を刊行した年度の決算期に全額を取り崩す	30,000 千円
合 計		2,910,000 千円	合 計	2,160,000 千円

令和 7 年度 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	540,646,505
2 任意積立金取崩額	613,530,000
・ 地域農業振興推進積立金（目的積立金）	30,000,000
・ 特別会計等損失対策積立金（目的積立金）	483,530,000
・ 災害等復興支援積立金（目的積立金）	100,000,000
3 剰余金処分額	1,134,167,408
(1) 利益準備金への繰入	54,000,000
(2) 任意積立金の積立	1,056,773,000
・ 施設・整備改善積立金（目的積立金）	233,383,000
・ 遊休資産等整備積立金（目的積立金）	23,390,000
・ 特別会計等損失対策積立金（目的積立金）	700,000,000
・ 地域農業創生積立金（目的積立金）	100,000,000
(3) 出資に対する配当金	23,394,408
4 次期繰越剰余金	20,009,097

(注) ① 出資配当は、年 1.5%の割合です。

② 地域農業振興推進積立金・特別会計等損失対策積立金・災害等復興支援積立金につきましては、これまで将来に備えて積み立ててまいりましたが、経営環境の変化を踏まえ、より柔軟かつ安定的に対応できるように見直しを行うものです。今回、各積立金の趣旨を踏まえつつ整理を行い、財務リスク全般に備える特別会計等損失対策積立金及び地域農業振興や災害対応できる地域農業創生積立金へ積み替えを行います。

③ 任意積立金のうち目的のある積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等下記のとおりである。なお、積立累計額については令和 7 年度剰余金処分案の目的積立金額を含んで表示しています。(※1)

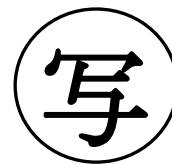
④ 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善の事業の費用に充てるための繰越額 14,000,000 円が含まれています。

(※1) 目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	積立累計額 (承認後)
施設・整備改善積立金	中長期的に予定する施設・設備等の取得のため	2,000,000 千円	①施設の老朽化に伴う建替・更新等した場合に取り崩す。 ②支店・事業所等の老朽化に伴う建替等により建物等を取得した場合に取り崩す。	1,300,000 千円
遊休資産等整備積立金	遊休資産の整備等に備えるため	100,000 千円	①遊休資産の解体・整地等を行った場合に取り崩す。 ②施設の遊休化に伴い解体等を行った場合に取り崩す。	100,000 千円
情報システム基盤強化積立金	J A内のOA機器や通信機器等の更新・充実のため	100,000 千円	①基幹・情報系の電算システムを取得した場合に取り崩す。 ②通信機器等を更新したとき ③情報セキュリティ強化のための機器等を設置した場合に取り崩す。	100,000 千円
販売事業リスク対応積立金	買取販売や直販の取引拡大によるリスク管理の一環として積み立てるため	50,000 千円	①買取販売における損失が当期の損益に影響を及ぼす場合に取り崩す。 ②直販等の取引先が経営不振に陥り、多額の引当・償却が必要となった場合に取り崩す。	50,000 千円
特別会計等損失対策積立金	会計等法制度改正へ対応し、組合経営の安定に備えて必要な資金を積み立てる	1,000,000 千円	①会計等法制度改正への対応により多額の損失が生じた場合に取り崩す。 ②退職給付会計において多額の費用が発生した場合、発生する費用を限度に取り崩す。 ③固定資産の減損会計適用年度に減損損失額を限度に取り崩す。 ④金融商品時価会計における減損損失が発生した場合、損失額を限度に取り崩す。 ⑤有価証券の売却に伴い損失が発生した場合、損失額を限度に取り崩す。	700,000 千円
地域農業創生積立金	農業者の所得増大、農業生産基盤の維持・強化、地域農業の振興および地域活性化並びに経営環境の変化に対応した地域農業の維持・発展に必要な資金を積み立てる	100,000 千円	①農業者の所得増大、農業生産の拡大、販売力強化、担い手育成、地域活性化等に資する事業を実施した場合に取り崩す。 ②営農振興、生産基盤の維持・強化等を目的として施設・設備・固定資産等を取得または整備した場合に取り崩す。 ③大規模災害、感染症の蔓延その他経営環境の変化等に対応する事業等を実施した場合に取り崩す。 ④その他、地域農業の維持・発展に必要な事業を実施した場合に取り崩す。	100,000 千円
合 計		3,350,000 千円	合 計	2,350,000 千円

※特別会計等損失対策積立金目標額を 1,000,000 千円に増額しております。

2. 計算書類の正確性等にかかる確認



私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

○業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

○業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

○重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月29日

南 筑 後 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長 大坪 康志

3. 会計監査人の監査

2024年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

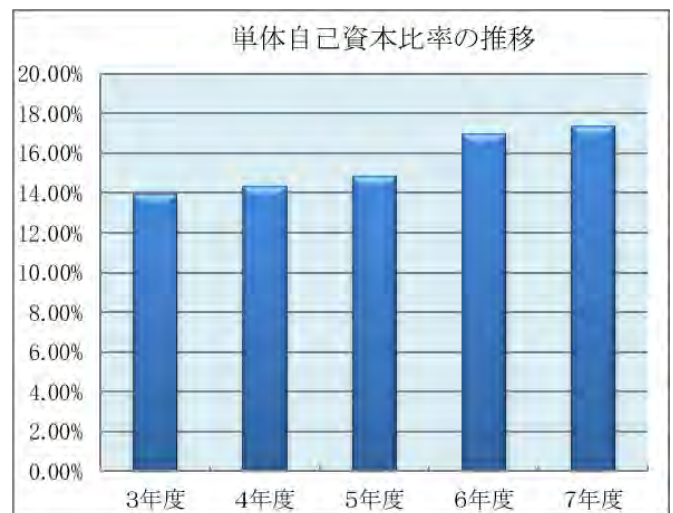
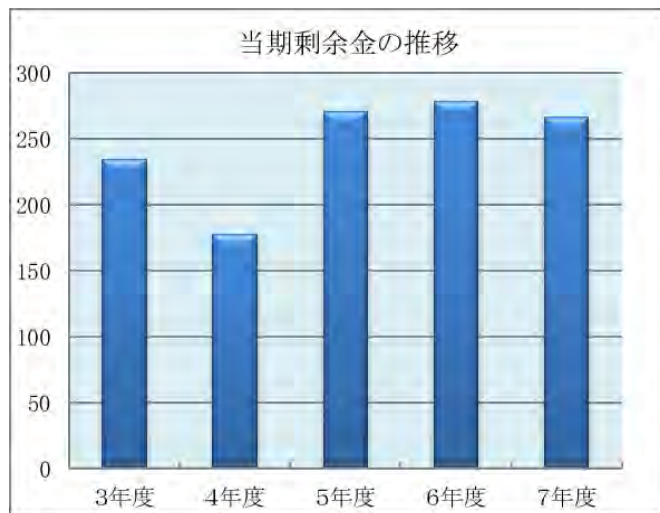
4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益(事業収益)	5,783	5,824	5,856	5,735	5,969
信用事業収益	673	680	672	659	782
共済事業収益	484	466	422	398	394
農業関連事業収益	3,101	3,183	3,351	3,226	3,438
その他事業収益	1,523	1,495	1,411	1,451	1,355
経常利益	438	476	416	387	369
当期剰余金	235	178	271	279	267
出資金	1,646	1,629	1,631	1,601	1,579
(出資口数)	(1,646,076)	(1,629,003)	(1,631,715)	(1,601,796)	(1,579,116)
純資産額	6,660	6,613	6,640	6,377	6,216
総資産額	108,413	106,352	104,403	101,716	101,036
貯金等残高	97,528	95,429	93,625	91,451	90,121
貸出金残高	9,491	9,715	7,919	8,017	8,178
有価証券残高	5,743	6,411	6,786	6,712	6,527
剰余金配当金額	24	24	24	23	23
出資配当額	24	24	24	23	23
事業利用分量配当額	0	0	0	0	0
職員数	252	234	214	211	204
単体自己資本比率	13.93%	14.34%	14.86%	16.96%	17.36%

(注) 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。



5. 利益総括表

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	576	669
役務取引等収支	13	13
その他信用事業収支	△32	△39
信用事業粗利益	659	782
信用事業粗利益率	0.723%	0.871%
事業粗利益	2,074	2,051
事業粗利益率	1.997%	1.998%
事業純益	426	366
実質事業純益	426	366
コア事業純益	426	467
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	426	467

(注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

6. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	90,853	556	0.611	89,481	694	0.776
うち預金	75,545	378	0.501	73,823	504	0.682
うち有価証券	7,120	71	1.001	7,428	77	1.045
うち貸出金	8,187	105	1.291	8,229	112	1.372
資金調達勘定	93,311	40	0.043	91,799	84	0.092
うち貯金・定期積金	93,136	40	0.043	91,560	82	0.090
うち借入金	175	0	0.209	239	2	0.761
総資金利ざや	—	—	0.484	—	—	0.528

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積立金＋借入金)平均残高

7. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	△14	138
うち貸出金	△18	7
うち有価証券	2	6
うち預金	2	125
支払利息	35	43
うち貯金・定期積金	35	41
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	1
差 引	21	181

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連(又は農林中金)からの事業利用分量配当金、奨励金等奨励金が含まれています。

8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照下さい。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,978	6,197
うち、出資金及び資本準備金の額	1,601	1,579
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	4,412	4,658
うち、外部流出予定額 (△)	23	23
うち、上記以外に該当するものの額	11	17
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8	8
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8	8
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	5,987	6,205
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	1	1
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額		0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額		0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額		0	0
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	1	1
自己資本の額 ((イ) — (ロ))	(ハ)	5, 986	6, 203
信用リスク・アセットの額の合計額		34, 209	34, 590
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		0	0
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		0	0
勘定間の振替分		0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1, 075	1, 145
フロア調整額		0	0
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	35, 285	35, 736
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		16. 96	17. 36

(注)1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額(信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額)で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額』のことでです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引(以下「資産等」といいます。)の与信相当額のことでです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことでです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー(リスクを有する資産等)に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目(リスク・ウェイト)を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことでです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク(相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことでです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことでです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことでです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことでです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト(同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト)に当該取引の想定元本(取引にかかる利息等を計算するための名目の元本)に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことでです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、パーゼル規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことでです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/O ストリップス	信用補完機能を持つ I/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることでです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法的なことでです。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

			令和6年度			令和7年度		
			エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
		現金	369,300	0	0	404,824	0	0
		我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,387,413	0	0	2,586,647	0	0
		外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
		国際決済銀行等向け	2,000	0	0	0	0	0
		我が国の地方公共団体向け	3,421,277	0	0	3,653,697	0	0
		外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0
		国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
		地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
		我が国の政府関係機関向け	899,239	10,023	400	799,762	10,023	400
		地方三公社向け	500,568	0	0	500,568	0	0
		金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	74,292,866	14,858,573	594,342	72,841,644	14,568,328	582,733
		(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	0	0	0	0	0	0
		カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0
		法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	400,682	80,139	3,205	400,678	80,135	3,205
		(うち特定貸付債権向け)	0	0	0	0	0	0
		中堅中小企業等向け及び個人向け	342,669	172,156	6,886	355,671	198,338	7,933
		(うちトランザクター向け)	15,180	6,831	273	17,060	7,677	307
		不動産関連向け	1,247,966	753,373	30,134	1,200,144	677,401	27,096
		(うち自己居住用不動産等向け)	1,247,966	753,373	30,134	1,200,144	677,401	27,096
		(うち賃貸用不動産向け)	0	0	0	0	0	0
		(うち事業用不動産関連向け)	0	0	0	0	0	0
		(うちその他不動産関連向け)	0	0	0	0	0	0
		(うちADC向け)	0	0	0	0	0	0
		劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0
		延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	64,569	23,310	932	60,104	26,355	1,054
		自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	21,260	10,059	402	20,326	9,253	370
		取立未済手形	7,035	1,407	56	10,128	2,025	81,032
		信用保証協会等による保証付	6,268,298	614,566	24,582	6,330,184	618,363	24,734
		株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
		株式等	668,341	668,341	26,733	668,341	868,843	34,753
		共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
		上記以外	9,969,106	17,017,330	680,693	10,627,727	17,531,590	701,263
		(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
		(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
		(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,590,430	11,476,075	459,043	4,590,430	11,476,075	459,043
		(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	109,422	273,556	10,942	13,892	34,731	1,389
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0

		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
		(うち上記以外のエクスポージャー)	5,269,253	5,267,699	210,707	6,203,404	6,020,784	240,831
		証券化	0	0	0	0	0	0
		(うちSTC要件適用分)	0	0	0	0	0	0
		(短期STC要件適用分)	0	0	0	0	0	0
		(うち不良債権証券化適用分)	0	0	0	0	0	0
		(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	0	0	0	0	0	0
		再証券化	0	0	0	0	0	0
		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0	0	0	0
		(うちルックスルー方式)	0	0	0	0	0	0
		(うちマンドート方式)	0	0	0	0	0	0
		(うち蓋然性方式250%)	0	0	0	0	0	0
		(うち蓋然性方式400%)	0	0	0	0	0	0
		(うちフォールバック方式)	0	0	0	0	0	0
		他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	0	0	0	0	0	0
		標準的手法を運用するエクスポージャー計	100,862,595	34,209,282	1,368,371	100,460,451	34,590,659	1,383,626
		CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	0	0	0	0	0	0
		中央清算期間関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
		合計(信用リスク・アセットの額)	100,862,595	34,209,282	1,368,371	100,460,451	34,590,659	1,383,626
		マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
			0	0	0	0		
		オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
			1,075,807	43,032	1,145,770	45,830		
		所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
			35,285,089	1,411,403	35,736,430	1,429,457		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
1,075	43	1,145	45
BI	BIC	BI	BIC
717	86	763	91

- (注) 1. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R& I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高
(単位：百万円)

区 分		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティ ブ	延滞エク スポー ジャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティ ブ	延滞エク スポー ジャー
	国内	100,862	8,009	7,493	0	85	100,460	8,173	7,686	0	80
	国外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域別残高計	100,862	8,009	7,493	0	85	100,460	8,173	7,686	0	80
	農 業	285	275	0	0	10	264	253	0	0	10
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	1,700	0	1,700	0	0	1,701	0	1,701	0	0
	金融・保険業	78,990	0	99	0	0	77,442	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	6,442	748	5,693	0	0	6,760	774	5,985	0	0
	上記以外	697	29	0	0	0	690	21	0	0	0
	個人	6,996	29	0	0	75	7,160	7,123	0	0	70
	その他	5,749	1	0	0	0	6,442	0	0	0	0
	業種別残高計	100,862	8009	7,493	0	85	100,460	8,173	7,686	0	80
	1年以下	74,537	246	0	0		73,086	246	0	0	
	1年超3年以下	575	374	200	0		621	621	0	0	

3年超5年以下	1,041	1,041	0	0		1,224	924	300	0	
5年超7年以下	1,252	652	599	0		1,981	880	1,100	0	
7年超10年以下	3,941	938	3,002	0		3,194	699	2,495	0	
10年超	8,250	4,559	3,690	0		8,399	4,608	3,790	0	
期限の定めのないもの	11,264	195	0	0		11,952	193	0	0	
残存期間別残高計	100,862	8,009	7,493	0		100,460	8,173	7,686	0	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	9	8	-	9	8	8	8	-	8	8
個別貸倒引当金	56	55	0	56	55	55	51	0	55	51

◇業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分		令和6年度						令和7年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
	国 内	56	55	0	56	55		55	51	0	55	51	
	国 外	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	地域別計	56	55	0	56	55		55	51	0	55	51	
法人	農業	10	10	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個 人	46	45	0	46	45	0	45	41	0	45	41	0
	業種別計	56	55	0	56	55	0	55	51	0	55	51	0

項目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度						令和7年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	369	0	369	0	0	0	404	0	404	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,387	0	2,387	0	0	0	2,586	0	2,586	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	3,421	0	3,421	0	0	0	3,653	0	3,653	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0～150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	10～20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	10～20	899	0	899	0	10	1	799	0	799	0	10	1
地方三公社向け	20	500	0	500	0	0	0	500	0	500	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	74,292	0	74,292	0	14,858	20	72,841	0	72,841	0	14,568	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カバード・ボンド向け	10～100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	400	39	400	0	80	20	400	0	400	0	80	20
(うち特定貸付債権向け)	20～150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	325	168	200	16	172	72	333	220	242	22	198	75
(うちトランザクター向け)	45	0	151	0	15	6	45	0	170	0	17	7	45
不動産関連向け	20～150	1,247	0	1,247	0	753	60	1,200	0	1,198	0	677	57
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	1,247	0	1,247	0	753	60	1,200	0	1,198	0	677	57
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(うちその他不動産関連向け)	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(うちADC向け)	100～150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劣後債権及びその他資本性証券等	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	22	0	18	0	23	124	22	1	19	0	26	137

自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		100	10	0	10	0	10	100	9	0	9	0	9	100
取立未済手形		20	7	0	7	0	1	20	10	0	10	0	2	20
信用保証協会等による保証付		0～10	6,268	0	6,145	0	614	10	6,330	0	6,183	0	618	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式等		250～400	668	0	668	0	668	100	668	0	668	0	868	130
共済約款貸付		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外		100～1250	9,967	0	9,967	0	17,017	171	10,625	0	10,625	0	17,531	165
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,590	0	4,590	0	11,476	250	4,590	0	4,590	0	11,476	250
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	109	0	109	0	273	250	13	0	13	0	34	250
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	5,267	0	5,267	0	5,267	100	6,020	0	6,020	0	6,020	100
	証券化	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(うち S T C 要件適用分)	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(短期 S T C 要件適用分)	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	88,796	0	0	88,570	87,754	0	0	87,518
40%～70%	1,113	151	10%	1,128	1,071	170	10	1,086
75%	187	11	10%	182	190	38	10	190
80%	0	0	0	0	0	0	11	0
85%	17	0	0	17	5	0	0	5
90%～100%	30	1	10%	30	56	1	10	55
105%～130%	0	0	0	0	0	0	0	0
150%	10	0	10%	10	14	1	10	14
250%	668	0	0	668	668	0	0	668
400%	0	0	0	0	0	0	0	0
1250%	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	4	10%	1	1	10	10	1
合計	90,823	168	10%	90,608	89,761	222	10	89,541

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	799	0	0	699	0
地方三公社向け	0	500	0	0	500	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0	0	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	8	0	0	8	306	0
自己居住用不動産等向け	0	0	0	0	0	0
賃貸用不動産向け	0	0	0	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0	226	0
中央清算機関関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0
合計	8	1,300	0	8	1,200	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆オペレーショナル・リスクに関する事項

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・定義
- ・基本的考え方
- ・体制：会議体、部門、部署
- ・その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

◆出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALLMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	5,258	5,258	5,258	5,258
合計	5,258	5,258	5,258	5,258

(注)1.「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
該当する取引はありません。

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非上場	△769	△769	△1,145	△1,145
合 計	△769	△769	△1,145	△1,145

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関係会社株式の評価損益等)
該当する取引はありません。

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆金利リスクに関する事項

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の 50% 相当額を 0～5 年の期間に均等に振り分けて(平均残存 2.5 年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、貯金や貸出金・有価証券の増減によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	246	331	52	61
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	353	426		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	92	128		
7	最大値	353	426	52	61
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,203		5,986	

Ⅷ. 直近2事業年度における事業の実績

1. 信用事業

◆貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
流動性貯金	53,691	(57.7)	53,502	(58.4)	△189
定期性貯金	39,381	(42.2)	37,998	(41.4)	△1,383
その他の貯金	63	(0.1)	59	(0.1)	△4
合 計	93,136	(100.0)	91,560	(100.0)	△1,576

(注) 1.流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2.定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3.()内は構成比です

②定期貯金残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
定期貯金	36,712	(96.91)	36,092	(97.45)	△620
うち固定自由金利定期	36,712	(96.91)	36,092	(97.45)	△620
うち変動自由金利定期	0	(0.00)	0	(0.00)	0
定期積金	1,172	(3.09)	943	(2.55)	△229

(注) 1.固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2.変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3.()内は構成比です。

◆貸出金に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
手形貸付	97		104		7
証書貸付	7,931		7,981		50
当座貸越	157		143		△14
割引手形	0		0		0
金融機関貸付	0		0		0
合 計	8,187		8,229		42

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
固定金利貸出	7,480	(93.3)	7,275	(88.9)	△205
変動金利貸出	266	(3.3)	691	(8.4)	425
その他	270	(3.4)	211	(2.5)	△59
合 計	8,017	(100.0)	8,178	(100.0)	160

(注) 1.()内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	103	103	0
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	37	31	△6
その他担保物	103	94	△9
小 計	245	229	△16
農業信用基金協会保証	6,294	6,358	63
その他保証	605	718	113
小 計	6,900	7,077	176
信用	871	871	0
合 計	8,017	8,178	160

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設備資金	7,766 (96.9)	7,931 (97.0)	164
運転資金	251 (3.1)	247 (3.0)	△4
合 計	8,017 (100.0)	8,178 (100.0)	160

⑥貸出金の業種別残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業	1,337 (16.68)	1,861 (22.76)	524
林業	53 (0.66)	52 (0.64)	△1
水産業	0 (0.00)	0 (0.00)	0
製造業	304 (3.79)	265 (3.24)	△39
鉱業	4 (0.05)	51 (0.62)	47
建設業	343 (4.28)	362 (4.43)	19
電気・ガス・熱供給・水道業	32 (0.40)	32 (0.39)	0
運輸・通信業	264 (3.29)	245 (3.00)	△19
卸売・小売・飲食業	173 (2.16)	177 (2.16)	4
金融・保険業	83 (1.04)	64 (0.78)	△19
不動産業	22 (0.27)	24 (0.29)	2
サービス業	762 (9.50)	792 (9.68)	30
地方公共団体	748 (9.33)	774 (9.46)	26
その他	3,886 (48.55)	3,472 (42.55)	△414
合 計	8,017 (100.0)	8,178 (100.00)	160

(注) 1. ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア)営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業	1,186	1,285	99
穀作	39	29	△10
野菜・園芸	131	152	21
果樹・樹園農業	18	22	4
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	0	0	0
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	997	1,081	84
農業関連団体等	0	0	0
合 計	1,186	1,285	99

- (注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)の子会社等が含まれています。

(イ)資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	572	642	70
農業制度資金	614	642	28
農業近代化資金	460	473	13
その他制度資金	153	169	16
合 計	1,186	1,285	99

- (注)1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	0	0	0

- (注)1. 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破綻更生債権およびこれらに準ずる債権	令和6年度	41	18	10	11	41
	令和7年度	29	16	1	11	29
危険債権	令和6年度	2	0	2	0	2
	令和7年度	22	4	17	0	22
要管理債権	令和6年度	0	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0	0
	三月以上延滞債権	令和6年度	0	0	0	0
		令和7年度	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	令和6年度	0	0	0	0
		令和7年度	0	0	0	0
小 計	令和6年度	44	18	13	11	44
	令和7年度	51	20	19	11	51
正常債権	令和6年度	7,990				
	令和7年度	8,142				
合 計	令和6年度	8,034				
	令和7年度	8,193				

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	9	8		9	8	8	8		8	8
個別貸倒引当金	56	55	0	56	55	55	51	0	55	51
合 計	66	63	0	65	63	63	59	0	63	59

⑪貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
貸出金償却額	0	0	0

◆為替

①内国為替取扱実績 (単位:千件、百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	13	102	12	99
	金額	10,157	19,119	10,776	20,700
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	4	0	1	2
雑為替	件数	0	0	0	0
	金額	36	33	25	7
合 計	件数	13	102	13	100
	金額	10,198	19,152	10,802	20,709

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高 (単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
国債	2,349	2,335	△14
地方債	2,987	3,321	334
政府保証債	805	796	△8
合 計	6,142	6,453	311

(注) 1. 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高 (単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6年度								
国債	0	0	0	620	205	1,200	0	2,027
地方債	0	201	0	0	1,957	904	0	3,063
政府保証債	0	0	0	0	802	303	0	1,105
社債	0	0	0	0	0	516	0	516
令和7年度								
国債	0	0	300	492	195	1,037	0	2,027
地方債	0	0	0	390	1,830	806	0	3,027
政府保証債	0	0	0	0	286	749	0	1,035
社債	0	0	0	194	190	0	0	384

◆有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報
[満期保有目的の債券] (単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	地 方 債	0	0	0	0	0	0
	政 府 保 証 債	299	303	3	0	0	0
	小 計	299	303	3	0	0	0
時価が貸借対照 表計上額を超えな いもの	地 方 債	500	497	△2	700	660	△39
	政 府 保 証 債	0	0	0	299	286	△13
	小 計	500	497	△2	999	946	△53
合 計		799	800	1	999	946	△53

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国 債	798	826	27	299	300	0
	地 方 債	699	713	13	0	0	0
	政 府 保 証 債	397	404	7	0	0	0
	小 計	1,896	1,943	47	299	300	0
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国 債	1,586	1,200	△385	2,283	1,726	△557
	地 方 債	2,099	1,852	△247	2,692	2,367	△325
	政 府 保 証 債	99	94	△5	397	384	△13
	特 別 法 人 債	1,000	820	△179	1,000	749	△250
	小 計	4,786	3,968	△817	6,374	5,227	△1,146
合 計		6,682	5,912	△769	6,674	5,528	△1,145

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

②金銭の信託の時価情報等
 該当する取引はありません。

③デリバティブ取引等(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)
 該当する取引はありません。

Ⅸ. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位:%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.373	0.359	△0.014
資本経常利益率	5.662	5.255	△0.407
総資産当期純利益率	0.268	0.260	△0.008
資本当期純利益率	4.078	3.798	△0.28

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分		令和6年度	令和7年度
貯 貸 率	期末	8.76	9.07
	期中平均	8.79	8.98
貯 証 率	期末	7.33	7.24
	期中平均	7.64	8.11

- (注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

一本支店・事業所一覧

本支店・事業所	住 所	電話番号	FAX番号
本 店	みやま市瀬高町下庄774-1	(代)63-8800	63-8820
管 理 課	〃	(直)63-8801	63-8820
総 務 課	〃	(直)63-8802	〃
経営リスク対策課	〃	(直)63-8807	〃
共 済 課	〃	(直)63-8803	63-8818
信用企画課	〃	(直)63-8804	〃
監 査 室	〃	(直)63-8806	63-8828
農畜産課	〃	(直)63-8814	〃
園芸販売課	〃	(直)63-8815	〃
経済企画課	〃	(直)63-8861	〃
営農企画課	〃	(直)63-8858	〃
あぐり支援室	みやま市高田町田尻1567	32-8020	32-8021
農機車両燃料課	みやま市高田町濃施536-2	22-2049	22-2581
愛菜館(直売所)	大牟田市大字田隈767-1	55-2282	55-2283
あぐりの郷(デイサービスセンター)	みやま市高田町原1080	64-5532	22-3880
瀬高支店	みやま市瀬高町下庄774-1	63-8808	63-8820
山川支店	みやま市山川町立山964	67-1212	67-0167
高田支店	みやま市高田町濃施362	22-5721	22-3341
大牟田支店	大牟田市大字田隈797-1	56-8900	56-8907
瀬高グリーンセンター	みやま市瀬高町文廣1568-1	62-4111	63-6424
山川グリーンセンター	みやま市山川町立山964	67-1214	67-0168
高田グリーンセンター	みやま市高田町原1080	22-3218	22-3274
物流センター	みやま市高田町原1080	64-2200	22-3274
大牟田グリーンセンター	大牟田市大字田隈772-1	56-8915	56-8925

一本支店・事業所一覧

本支店・事業所	住 所	電話番号	FAX番号
瀬高セルフSS	みやま市瀬高町小川41	63-2528	63-8343
山川給油所	みやま市山川町立山964	67-1293	67-1302
高田給油所	みやま市高田町濃施528-1	22-6355	22-6370
ガスセンター	〃	22-6660	〃
車両センター	みやま市瀬高町小川43	63-3805	63-2209
瀬高農機	〃	62-3205	〃
山川農機	みやま市山川町立山964	67-0665	67-0225
高田大牟田農機	みやま市高田町濃施536-2	22-6354	22-2581
瀬高カントリー	みやま市瀬高町大江520-1	62-2356	62-2357
山川ライスセンター	みやま市山川町清水2141	67-0365	67-0365
高田カントリー	みやま市高田町江浦380	22-2844	22-2808
大豆センター	みやま市瀬高町下庄446-1	63-8848	63-8848
瀬高選果場	みやま市瀬高町文廣3137-1	63-3175	63-5359
瀬高選果場(セルリー)	〃	63-5566	63-5585
山川選果場	みやま市山川町立山964	67-1211	67-1213
高田選果場	みやま市高田町原1080	22-5453	64-2011
大牟田集荷場	大牟田市大字田隈797-1	52-3969	52-1139

JA綱領

～わたしたちJAのめざすもの～

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。



南筑後農業協同組合

福岡県みやま市瀬高町下庄 7 7 4 番地の 1

TEL 0944-63-8800 (代)

FAX 0944-63-8820

URL <https://www.minamickg-fk-ja.or.jp>

令和 8 年 7 月発行